

第36回 定時総会資料

第36期 事業報告書

第36期 決算報告書

平成31年4月1日より
令和2年3月31日まで

第37期 事業計画書(案)

第37期 収支予算書(案)

令和2年4月1日より
令和3年3月31日まで

令和2年5月27日



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

目 次

第36期（令和元年度）事業報告書	1
<資料>	
・ 調査指導委員会 店頭調査 調査結果	
・ フィッシングショー 2020来場者（横浜・大阪）アンケート結果	
・ 広告掲載	
・ 認定書発行数	
第36期（令和元年度）決算報告書	33
第36期（令和元年度）監査報告書	41
第37期（令和2年度）事業計画書（案）	43
第37期（令和2年度）収支予算書（案）	47
<規約・会則>	51
・ 釣竿の表示に関する公正競争規約および施行規則	
・ 釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則	
・ 全国釣竿公正取引協議会会則	
<名 簿>	69
・ 会員名簿	
・ 理事・監事名簿	
・ 総務委員会名簿	
・ 調査指導委員会名簿	

第 36 期

令和元年度 事業報告書

平成31年4月1日より

令和2年3月31日まで



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

I. 庶務事項

1. 会員の移動状況

	期首	期中移動		期末
		加入	退会	
会員	63	2	1	64

1-1 入会会員

- ・株式会社ゴーセン (令和元年5月22日 第157回理事会 承認)
代表者 代表取締役社長 木村 純之
住所 大阪府大阪市中央区瓦町3-3-10 ニッケ大阪ビル4階
- ・レジットデザイン株式会社 (令和元年5月22日 第157回理事会 承認)
代表者 代表取締役 飯高 博文
住所 神奈川県川崎市高津区上作延146-1-607

1-2 退会会員

- ・株式会社ブリーデン (令和元年9月5日 第158回理事会 報告)
代表者 代表取締役 村井 光一 兵庫県西脇市市原町18-1

2. 会議、報告会等の開催概要

2-1 第35回定時総会

開催日時 令和元年5月22日(水) 15:00~17:00
開催場所 日本フィッシング会館 8階大会議室
東京都中央区八丁堀二丁目22番8号
会員総数 63社
出席会員数 58社 内訳 本人・代理人出席 17社
委任状出席 41社

議案および議決結果

- 第1号議案 第35期 平成30年度 事業報告について
(報告どおり承認)
- 第2号議案 第35期 平成30年度 決算承認について
(報告どおり承認)
- 第3号議案 第35期 平成30年度 監査報告について
(監査報告を承認)
- 第4号議案 第36期 令和元年度 事業計画(案)について
(原案どおり承認)

第5号議案 第36期 令和元年度 収支予算（案）について
（原案どおり承認）

第6号議案 任期満了に伴う役員改選について
（原案どおり承認）

理事 藤井 治幸 株式会社がまかつ 代表取締役社長
理事 鈴木 隆 株式会社リチャーズ 代表取締役社長
理事 橋本 俊哉 株式会社エバーグリーンインターナショナル 代表取締役
理事 鈴木 健一 株式会社上州屋 代表取締役社長
理事 塩澤 直人 株式会社天龍 代表取締役社長
理事 櫻井 孝行 櫻井釣漁具株式会社 代表取締役社長
理事 谷山 令一 谷山商事株式会社 代表取締役社長
理事 宇崎 隆 株式会社宇崎日新 代表取締役社長
理事 渡 康宏 株式会社シマノ 品質管理部 釣具品質二課長
理事 加藤 慶太 株式会社ジャクソン 代表取締役社長
理事 鈴江 浩康 グローブライド株式会社 取締役
理事 小松 智昭 一般社団法人日本釣用品工業会 専務理事
監事 玉越 和夫 株式会社スミス 専務取締役
監事 姫野 哲司 株式会社ティムコ フィッシング部 企画開発課長

第7号議案 当協議会内役職について
（原案どおり承認）

会 長 藤井 治幸 理事
副 会 長 鈴木 隆 理事
専務理事 小松 智昭 理事
会計理事 橋本 俊哉 理事

第8号議案 その他

議長が、議場に提案事項及び意見等を求めたところ、会員中央漁具株式会社 代表取締役社長 橋本 俊哉 様より、会計資料につき見やすい方法へ変更するよう提案があった。

これに対して事務局は、理事会および当協議会顧問税理士等に相談し、中間監査までに対応を検討させていただきたいとの回答を行った。

総会終了後、会員表彰および役員表彰を執り行った。

会員表彰 永年継続 10年	
株式会社ささめ針	第114回理事会（平成20年9月24日）入会
株式会社林釣漁具製作所	
株式会社ツネミ	
株式会社ジャクソン	
株式会社ウイング	第115回理事会（平成20年12月19日）入会
株式会社ヤマリア	
有限会社ウォーターランド	
有限会社オフィス・ユーカーリ	
株式会社山鹿釣具	
有限会社リップル	第116回理事会（平成21年3月11日）入会
有限会社FROG	



左から YAMARIA Corporation 取締役 大石 優 様
 有限会社オフィス・ユーカーリ 代表取締役 石川 優美子 様
 株式会社ツネミ 代表取締役社長 常見 英彦 様

役員表彰 永年勤続 12年	
櫻井 孝行 理事	櫻井釣漁具株式会社 代表取締役社長



左 櫻井 孝行 理事（櫻井釣漁具株式会社 代表取締役社長）

2 - 2 理事会（4回開催）

① 第157回

日 時 令和元年 5月22日（水） 12時30分～14時30分

場 所 日本フィッシング会館 7階会議室

東京都中央区八丁堀二丁目22番 8号

出席者数 理事 12名（うち委任状出席 1名）、監事 2名

議 案

第 1 号議案 入会について

第 2 号議案 調査指導委員会運営規則について

第 3 号議案 第35期（平成30年度）事業報告について

第 4 号議案 第35期（平成30年度）決算報告について

第 5 号議案 第35期（平成30年度）監査報告について

第 6 号議案 周知広報に関する件

- ② 臨時
日時 令和元年5月22日(水) 16時00分～16時15分
場所 日本フィッシング会館 7階会議室
東京都中央区八丁堀二丁目22番8号
出席者数 12名(内委任状出席1名)、監事2名
議案
第1号議案 当協議会内役職について

- ③ 第158回
日時 令和元年9月5日(木) 15:00～17:00
場所 日本フィッシング会館 8階会議室
東京都中央区八丁堀二丁目22番8号
出席者数 理事12名、監事2名、オブザーバー1名
議案
第1号議案 理事辞任について

渡康宏理事(株式会社シマノ)より辞任の申し出があった。また、今後理事会へはオブザーバーとして保井利彦様(株式会社シマノ 釣具事業部 開発設計部長)が出席することとなった。

- 第2号議案 第42回調査指導委員会及び第13回会員対象調査について
第3号議案 第36期(令和元年度)中間決算の見通しについて
第4号議案 周知広報について
第5号議案 退会について
第6号議案 海外商標について
第7号議案 その他

- ④ 第159回
日時 令和元年12月11日(水) 14:00～17:30
場所 リファレンス会議室 2307号室
大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル23階
出席者数 理事11名、監事1名、オブザーバー1名
議案
第1号議案 令和元年度中間監査について
第2号議案 公正マーク・商標について
第3号議案 周知広報について

第4号議案 その他

⑤ 第160回 書面開催

資料送付日 令和2年3月11日（水）

開催方法 議案資料送付及び議決権行使書又は意見表明書の返送

（新型コロナウイルス感染防止のため当初予定していた日本フィッシング会館（東京都中央区八丁堀二丁目22番8号）での開催を中止し、書面開催とした）書面開催につき理事及び監事全員より賛成する旨の意思表示があったため、今回の理事会は、有効に成立した。

出席者数 11名、監事 2名、オブザーバー 1名

議 案

第1号議案 役員人事について

第2号議案 第36期（令和元年度）事業報告及び第37期（令和2年度）事業計画（案）について

第3号議案 第36期（令和元年度）収支決算見直しおよび第37期（令和2年度）収支予算（案）について

第4号議案 周知広報について

第5号議案 その他

2-3 理事会・調査指導委員会合同会議 釣竿の表示に関する調査報告会（1回）

日 時 令和元年12月11日（水） 14：00～17：30

場 所 リファレンス会議室 2307号室

大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル23階

出席者数 21名（理事 11名、調査指導委員会 委員 8名、オブザーバー 1名）

議 題

第5号議案 会員対象調査について
店頭調査について

2-4 総務委員会（0回開催）

① 第12回

新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年度に延期

2-5 調査指導委員会（3回開催）

① 第42回

日 時 令和元年8月1日（木） 11:30～13:30

場 所 日本フィッシング会館 8階会議室
東京都中央区八丁堀二丁目22番8号

出席者数 8名

議題・報告検討事項

第1号議案 会員対象調査について

第2号議案 店頭調査について

第3号議案 12/11 釣竿の表示に関する調査報告会について

第4号議案 会員への結果報告について

第5号議案 その他

② 第43回 理事会・調査指導委員会合同会議 釣竿の表示に関する調査報告会

日 時 令和元年12月11日（水） 14:00～17:30

場 所 リファレンス会議室 2307号室
大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル23階

出席者数 21名（理事 11名、調査指導委員会 委員 8名、オブザーバー 1名）

議 題

第5号議案 会員対象調査について

店頭調査について

③ 第11回会員対象調査

日 時 令和元年8月1日（木） 13:45～16:30

場 所 日本フィッシング会館 8階会議室
東京都中央区八丁堀二丁目22番8号

出席者数 8名

<当協議会会議一覧>

開催月	31/4	1/5	6	7	8	9	10	11	12	2/1	2	3	計
会議名													
定時総会		35回											1回
理事会		157回				158回			159回			160回	4回
総務委員会												延期	0回
調査指導委員会					42回				43回				2回
会員対象調査					13回								1回

2-6 官公庁、地方公共団体及び関係団体における総会、連絡会議

①一般社団法人全国公正取引協議会連合会

ア) 令和元年度 定時総会

日 時 令和元年 6月10日 (月) 15:00~16:30

場 所 東海大学校友会館

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

霞が関ビルディング35階

イ) 消費者庁表示対策課と連合会会員との意見交換会

日 時 令和元年 9月17日 (火) 14:00~17:00

場 所 一般社団法人全国公正取引協議会連合会 本部

東京都港区赤坂一丁目4番1号 赤坂KSビル2階 会議室

ウ) 令和元年度 全国公正取引協議会連絡会議及び地方ブロック連絡会議

日 時 令和元年10月9日 (水) 15:00~18:00

場 所 東海大学校友会館

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

霞が関ビルディング35階

②公益社団法人日本広告審査機構

ア) 関係団体協議会

日 時 令和元年10月1日 (火) 14:00~16:00

場 所 日本印刷会館 2階会議室

東京都中央区新富一丁目16番8号

2-7 説明会、セミナー等

①東京都主催

ア) コンプライアンス講習会 (景品表示法に関する講習会)

日 時 令和元年10月31日 (木) 13:00~17:15

場 所 江東区文化センター

東京都江東区東陽四丁目11番3号

②一般社団法人全国公正取引協議会連合会主催

ア) 景品表示法入門セミナー

日 時 令和元年 5月20日 (月) 13:30~17:00

場 所 日本教育会館 一ツ橋ホール 3階

東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号

イ) 最近における景品表示法の運用状況

日 時 令和元年10月24日 (木) 14:00~16:00

場 所 よみうりホール

東京都千代田区有楽町一丁目11番1号 よみうり会館7階

③公益社団法人日本広告審査機構主催

ア) 広告法務基礎講座

日 時 令和元年4月15日(月) 13:30~16:45

場 所 砂防会館 別館会議室

東京都千代田区永田町二丁目7番4号

イ) 第1回広告法務セミナー(景品表示法の最近の運用状況と違反事例)

日 時 令和元年7月12日(金) 13:30~16:30

場 所 電通ホール

東京都港区東新橋1丁目8番1号 電通本社内

ウ) 第2回広告法務セミナー(実務者のための景品表示法の留意点)

日 時 令和元年10月18日(金) 13:30~16:30

場 所 電通ホール

東京都港区東新橋1丁目8番1号 電通本社内2-7

その他

④釣り研修会(伝統的な江戸前のキス釣りと講義)

日 時 令和元年9月6日(金) 8:00~14:00

場 所 東京湾木更津沖

出席者数 13名(理事7名、監事1名、調査指導委員会5名)

Ⅱ. 事業の状況

1. 「釣竿の表示に関する公正競争規約」と施行規則等に関する事業

(1) 「釣竿の表示に関する公正競争規約」と施行規則等の遵守活動

- 「釣竿の表示について」のQ&Aの更新の実施の内容整理を行った。
- 総会資料に規約を掲載、公取協だよりにおける案内、公正マーク購入の際の送付状にも遵守のお願いを掲載した。

(2) 規約・規則等のホームページ掲載及び改定の実施と掲載内容の充実を図る

- 会員向けページに申請方法、表示に関するQ&Aを掲載し、申請に関する疑問に対応できるようなホームページの作成の準備を行った。
- 公正競争規約というルールがある旨をインターネット釣り情報サイトや、関係者に配布を行う当協議会PRパンフレットにも掲載を行った。

(3) 認定および認定書発行業務

公正マーク使用に関する申請書に基づき本年は、下記の通り認定書を発行した。

	令和元年度	前年比	平成30年度
新規認定書発行枚数	330件	120%	276件
追加認定書発行枚数	89件	132%	67件
合計	419件	122%	343件

(4) 公正マークの頒布、普及

本年度の公正マーク頒布事業は、下記の通りとなっている。

	令和元年度	前年比	平成30年度
公正マーク	1,158,000枚	83%	1,403,000枚
警告表示マーク	81,000枚	134%	60,500枚
公正・警告表示マーク	130,000枚	120%	108,500枚
合計	1,369,000枚	87%	1,572,000枚

- 公正マークの仕入れ価格上昇への対策を実施し、令和2年4月1日発送分より価格を改定することとした。
- シール送料の改定を行った。
- 平成30年度に実施した海外（7か国地域）における商標権取得が完了した。
＜令和元年度取得完了＞アメリカ、オーストラリア、ロシア
＜平成30年度までに取得完了＞中国、韓国、イギリス、EU

釣竿の輸入実績表

	輸 入 量 (千本)	対前年比	輸入額 (CIF 百万円)	対前年比	平均単価(円)
平成27年	3,472	78.29%	14,199	101.57%	4,089
平成28年	3,967	114.26%	13,648	96.12%	3,440
平成29年	4,190	105.62%	14,633	107.22%	3,492
平成30年	4,479	106.90%	15,762	107.72%	3,519
令和元年	4,033	90.04%	14,962	94.92%	3,710

財務省貿易統計より作成

2. 広報・宣伝に関する事業

(1) 協議会についてのPR

多くの釣り人、釣り関係者が集うフィッシングショーにて当協議会のPRを実施する。釣り人、釣り関係者をホームページに誘導し当協議会の事業をPRする。

①ポスター、調査事業・検査の様子を紹介したパネル、配布物等にて当協議会をPRする。

→配布物の内容を検討し、現状に合わせて改訂を進め、当協議会紹介パンフレットを製作し、フィッシングショー等で配布を実施した。

②ホームページを活用し当協議会をPRする。

→調査事業、フィッシングショー報告の作成を行い、活動内容をPRした。

③会員企業一覧の公開

→フィッシングショー PR動画、業界紙に掲載を行った。

④公正マーク周知広報ポスターの配布時期に合わせたインターネット情報サイトへの編集協力記事の掲載の実施

→ポスター、雑誌広告では「信頼ある釣竿」のPR、インターネット情報サイトではなぜ公正マークが貼付されている釣竿は「信頼ある釣竿」なのかをPRした。

(2) 感電事故防止の啓発

多くの釣り人、釣り関係者が集うフィッシングショーにて感電の危険を周知

①電線や鉄道の架線に触ればもちろん、触れなくても感電するおそれがあることを、鉄道の架線に見立てた装置に、釣竿を近づけると釣竿が振動することで、感電の恐怖を来場者に疑似体験していただく。

→継続実施した。

②電力会社等より、感電注意のポスター・DVD等の資料を提供していただき展示・放映を行う。

→電力会社に加え鉄道会社にも声掛けを行えるよう準備したが、四国電力より、

引き続き映像、ポスターデータをお借りし、ポスターパネルの展示と映像を放映した。

③電気事業連合会監修、離隔距離についてのリーフレットの配布を行う

→掲載内容の見直しを行い、当協議会PRパンフレットに感電注意のページを設けた。

(3) 公正マークのPR

多くの釣り人、釣り関係者が集うフィッシングショーにて公正マークのPRを実施する。釣り人、釣り関係者が購読する雑誌等への広告出稿を行う。

①フィッシングショーに出展された会員各位のブース内にて会員証の掲示を協力していただき、事務局では公正マーク入りクリアファイル・公正マークステッカーを来場者に配布し、来場者へ公正マークのPRを実施する。

→配布物が好評のため、準備数を増加させ、両会場合計7,000セットを配布した。

②公正マークが貼付された釣竿の展示

→公正マークが貼付されている趣旨が、来場者の皆様にPRできるよう、必要表示事項のパネルと公正マークが貼付された釣竿3本を展示した。またブース来場者に説明も行った。

③来場者へのアンケートを実施し、その際に公正マークが貼付されている趣旨の説明を実施する回答者には公正マーク入りノベルティグッズを進呈する。

→公正マークの趣旨が分かってもらえるようなアンケートの実施と集計作業の迅速化を図った。公正マークやポスターの説明を行いながら、アンケートを実施した。(横浜500件、大阪500件) 回答者には公正マークを身近に感じていただけるように釣行の際利用できるカラビナ付きLEDライトを進呈(1,000個)した。

④メディアに会員企業及び公正マークの周知広告出稿

・業界紙、釣り雑誌に加え、インターネット情報サイトへの編集広告の掲載を行った。

【業界新聞 3紙】	
釣具界	1月5日号
日本釣具新報	1月1日号
釣具新聞	12月25日号

【釣り雑誌 7誌】			
週刊つりニュース	4/29号	Basser	6月号
フライフィッシャー	6月号	へら専科	6月号
釣り東北	5月号	レジャーフィッシング	6月号
隔週刊つり情報	5/15号		

【インターネット釣り情報サイト 2 媒体】
TSURI HACK 8月22日(木)公開、LINE 8月26日(月)配信
ツリグラ 12月10日(火)公開

⑤公正マークのSNS一斉投稿

→加藤慶太理事の提案で12/25役員企業SNSにて公正マークを一斉配信した結果、多くの「いいね」、アクセス数が記録された。

(4) ホームページの更新

①実施事業等の掲載及び内容の充実を図る。

→公正取引委員会、消費者庁、全国公正取引協議会連合会、日本広告審査機構等、当協議会、関係先から掲載の依頼を受けた情報を、「NEWS」へ掲載して情報発信を行った。

②活動内容の情報提供として「公取協だより」発行の継続及び会員企業への配布を行う。

→当協議会の活動状況だけではなく、関係省庁・団体等の動きの掲載を行った。関係先から掲載の依頼を受けた情報を、「NEWS」へ掲載して情報発信を行った。

(5) 当協議会PRポスターの作成と配布

年2回女性釣りタレントを起用したポスターを発行、配布を行う。

→2019年度春夏版・秋冬版発行を発行し、会員、役員、委員の協力を得て配布を実施した。

3. 調査指導に関する事業

(1) 公正競争規約等の普及

→各種宣伝広告と連動し、公正競争規約の内容等を消費者の皆様にお伝えした。

→TSURI HACK、ツリグラのインターネット情報サイトの編集記事等を利用し、公正競争規約の内容を消費者の皆様にお伝えした。

→フィッシングショーブースにて、必要表示事項の説明を行った。

(2) 調査指導委員会による調査の実施

①第13回会員対象調査を8月1日に実施した。

調査指導委員会 第13回会員対象調査参加企業

令和元年8月1日(木)
於 日本フィッシング会館8階 会議室

青森宝栄工業株式会社	征興産業株式会社
株式会社ウイング 黒鯛工房事業部	株式会社ゼナック
株式会社宇崎日新	株式会社タカミヤ
株式会社エバーグリーンインターナショナル	谷山商事株式会社
大橋漁具株式会社	中央漁具株式会社 ゴールデンミーン事業部
株式会社オオモリ	株式会社ツネミ
有限会社オフィス・ユーカリ	株式会社ティムコ
株式会社オリムピック	テーパーアンドシェイプ有限会社
株式会社がまかつ	株式会社デプス
グローブライド株式会社	株式会社天龍
株式会社ゴーセン	株式会社パームス
櫻井釣漁具株式会社	株式会社林釣漁具製作所
株式会社ささめ針 シャウト事業部	ピュア・フィッシング・ジャパン株式会社
株式会社ジークラック	マルキュー株式会社
株式会社シマノ	メガバス株式会社
株式会社下田漁具	株式会社モーリス
株式会社ジャクソン	株式会社山鹿釣具
株式会社ジャッカル	YAMARIA Corporation
株式会社ジャンプライズ	株式会社ヤリエ
株式会社上州屋	有限会社リップル
株式会社スミス	社名50音順

②店頭調査の実施（9月～11月）

→訪問先への丁寧な連絡を継続し、調査事業の意義を伝えるよう努めた。

調査地域	調査員	
北海道	姫野哲司 (株ティムコ)	大田 勲 (グローブライド株)
東北	成尾拓史 (株ジャッカル)	吉田宗史 (株がまかつ)
関東	姫野哲司 (株ティムコ)	南 俊行 (株シマノ)
中部	三井勇貴 (株天龍)	吉田宗史 (株がまかつ)
近畿	武藤勢弥 (株エバーグリーンインターナショナル)	南 俊行 (株シマノ)
中国	武藤勢弥 (株エバーグリーンインターナショナル)	伊藤達也 (株上州屋)
四国	伊藤達也 (株上州屋)	三井勇貴 (株天龍)
九州・沖縄	成尾拓史 (株ジャッカル)	大田 勲 (グローブライド株)

③調査結果を会員企業に送付し、指導の充実に努める。

→会員対象調査、店頭調査とも調査結果表を送付した。

(3) 繊維含有率検査の実施

第10回釣竿の繊維含有率検査を実施（12月）

→第三者機関である一般財団法人カケンテストセンターに委託し検査を行うとともに会員へ調査方法と結果を送付した。

第10回釣竿の繊維含有率検査 参加企業（輪番制）	
青森宝栄工業株式会社	株式会社スミス
株式会社宇崎日新	株式会社タカミヤ
株式会社がまかつ	株式会社ティムコ
櫻井釣漁具株式会社	ピュア・フィッシング・ジャパン株式会社
株式会社ささめ針 シャウト事業部	マルキュー株式会社
株式会社下田漁具	株式会社モーリス
株式会社ジャクソン	YAMARIA Corporation
株式会社ジャンプライズ	有限会社リップル

社名50音順

(4) 感電事故防止策

→会員対象調査、店頭調査において製品等に感電注意の表示があるか確認を実施し、表示がない場合は、感電注意シールの貼付をお願いする旨の調査結果表を送付した。

(5) 公正競争規約に関する消費者からの問い合わせ相談の受付

4. 関係官庁および関連団体との連絡、協調に関する事業

(1) 消費者庁

→全ての会議、セミナー等に参加するなど連携を継続した。

(2) 一般社団法人全国公正取引協議会連合会

→全ての会議、セミナー等に参加するなど今後とも連携を継続し、公取協だより等に内容を情報提供できるようにした。

(3) 公益社団法人日本広告審査機構

→会議、セミナー等に出席するなど今後とも連携を継続し、公取協だより等に内容を情報提供できるようにした。

(4) 地方自治体

→東京都主催セミナーの情報を都内に本社がある会員企業へ情報提供を行うとともに出席した。

→大阪府主催セミナーの情報を府内に本社がある会員企業へ情報提供を行った。

5. 会員募集

会員増加に引き続き取り組みを進めた。

→当協議会の活動内容をまとめたPRパンフレットを作製した。

6. 各委員会活動

(1) 総務委員会

第12回（3/11）開催は延期した。

(2) 調査指導委員会

①第41回（8/1）、第42回（12/11）

②第12回会員対象調査（8/1）

③店頭調査（9月～11月）

7. 研修の開催

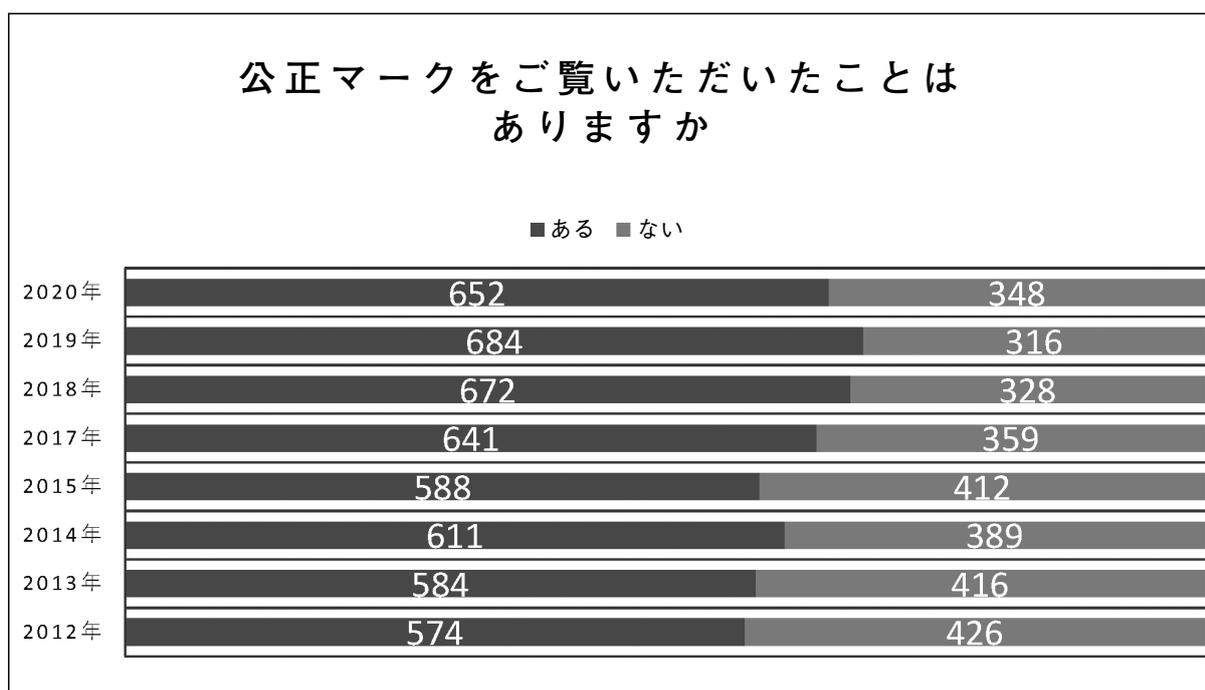
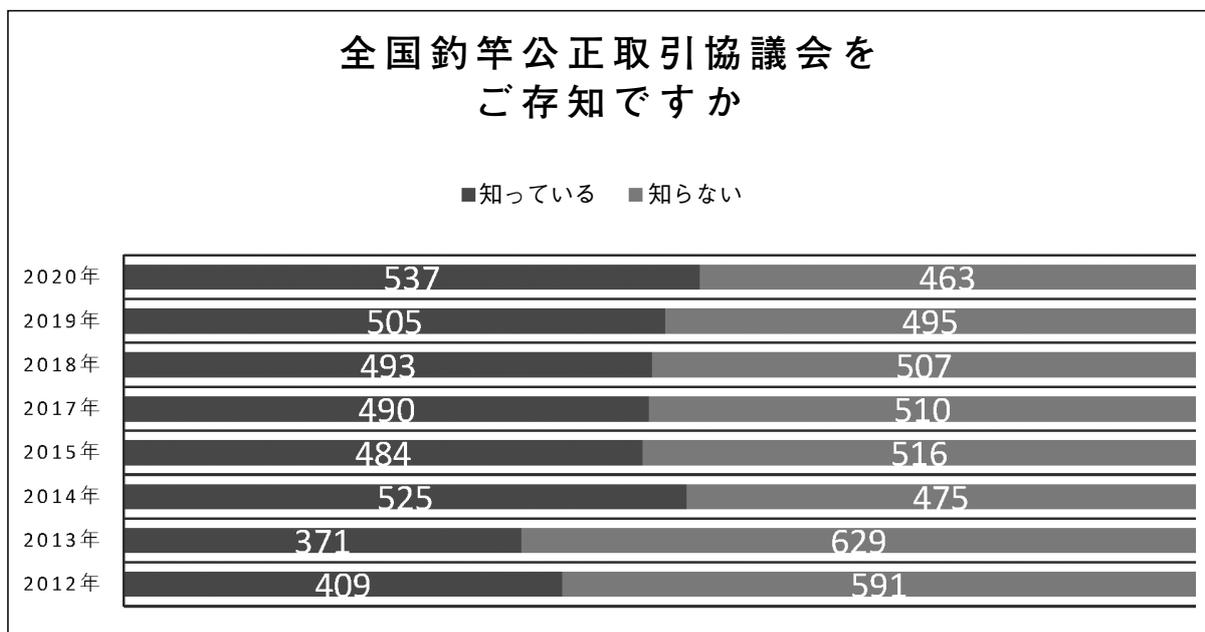
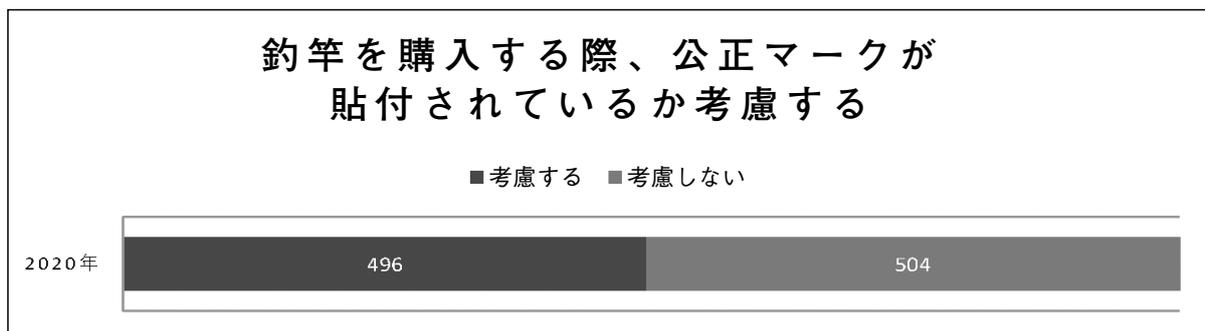
理事、調査指導委員会委員による研修会を実施する。

→東京湾木更津沖にて講師を招き、伝統的なキス釣りを体験した。

8. 一般社団法人日本釣用品工業会との連携

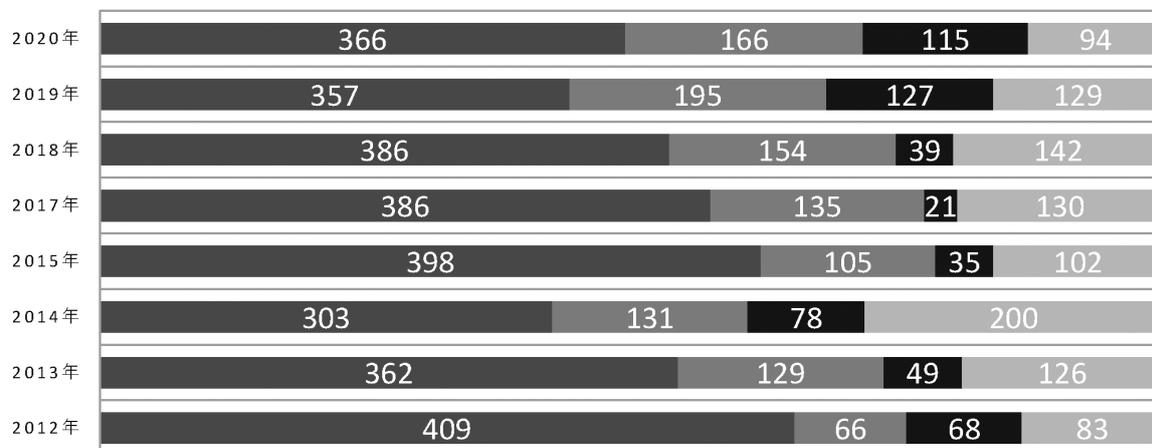
今後も連携を継続する。

●フィッシングショー 2020来場者（横浜・大阪）アンケート結果



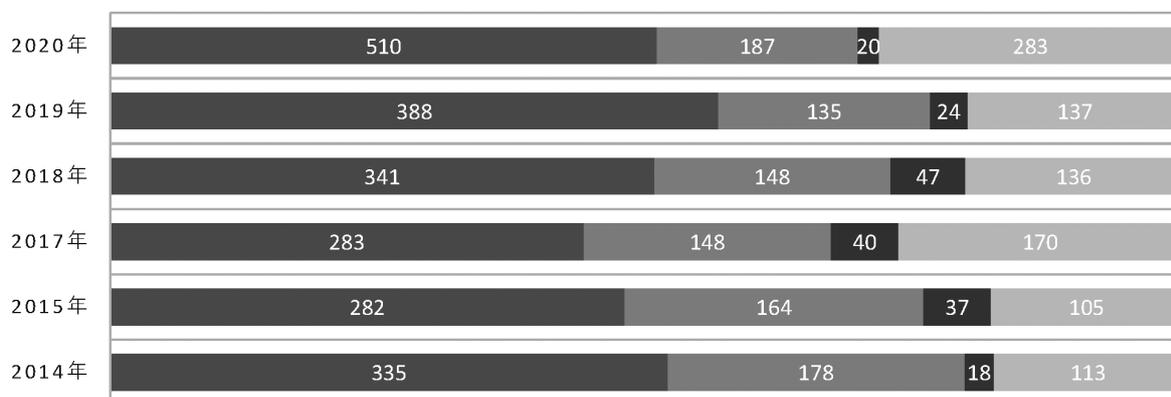
公正マークをどこでご覧いただきましたか

■自分の釣竿 ■店頭 ■釣り雑誌 ■ステッカー

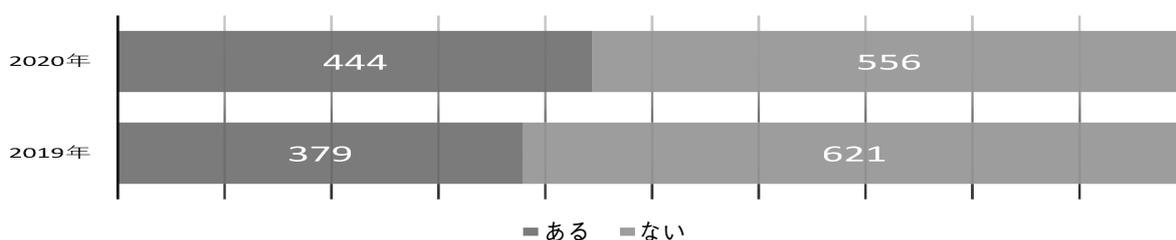


公正マークが貼付されている釣竿に どのような印象をお持ちですか

■信頼できる釣竿である ■メーカーが明らかな釣竿である ■あまり意味はない ■よくわからない



公正マーク周知広報ポスターをご覧 いただいたことはありますか



●フィッシングショー 2020来場者（横浜・大阪）アンケート結果

	全体	男性	女性	横浜 (TF 2019)	大阪 (Fショー-OSAKA 2020)	10代						20				
						横浜		大阪		横浜						
						男性	女性	男性	女性	男性	女性					
回答人数	1000	822	178	500	500	28	11	16	4	34	5					
Q1. 釣り歴																
1. 1~4年	227	23%	125	15%	102	57%	106	21%	121	24%	17	9	9	3	11	3
2. 5~9年	113	11%	88	11%	25	14%	56	11%	57	11%	8	1	4	1	6	1
3. 10~14年	115	12%	99	12%	16	9%	63	13%	52	10%	3	0	3	0	8	0
4. 15~19年	85	9%	75	9%	10	6%	44	9%	41	8%	0	1	0	0	7	1
5. 20~24年	97	10%	86	10%	11	6%	46	9%	51	10%	0	0	0	0	2	0
6. 25~29年	91	9%	84	10%	7	4%	43	9%	48	10%	0	0	0	0	0	0
7. 30~34年	90	9%	89	11%	1	1%	48	10%	42	8%	0	0	0	0	0	0
8. 35年以上	182	18%	176	21%	6	3%	94	19%	88	18%	0	0	0	0	0	0
Q2. よく行かれる釣りは(複数回答可)																
1. 投げ釣り	234	23%	189	23%	45	25%	119	24%	115	23%	8	0	6	1	8	0
2. 磯釣り	161	16%	134	16%	27	15%	73	15%	88	18%	3	2	4	0	6	0
3. 船釣り	278	28%	242	29%	36	20%	174	35%	104	21%	8	4	4	1	10	1
4. 波止・堤防	358	36%	292	36%	66	37%	135	27%	223	45%	15	1	8	0	6	2
5. 海上釣堀	63	6%	51	6%	12	7%	21	4%	42	8%	3	0	1	0	2	0
6. へらぶな釣り	48	5%	44	5%	4	2%	28	6%	20	4%	1	0	0	0	2	0
7. アユ釣り	54	5%	51	6%	3	2%	28	6%	26	5%	0	0	0	0	1	0
8. 溪流釣り	75	8%	66	8%	9	5%	46	9%	29	6%	1	0	0	0	2	0
9. パス	223	22%	203	25%	20	11%	109	22%	114	23%	7	3	5	0	11	1
10. トラウトルアー	121	12%	112	14%	9	5%	82	16%	39	8%	3	1	0	0	7	0
11. エギング	177	18%	162	20%	15	8%	65	13%	112	22%	4	0	4	0	8	0
12. フライ	30	3%	27	3%	3	2%	21	4%	9	2%	1	0	0	0	1	0
13. シーバス	173	17%	159	19%	14	8%	90	18%	83	17%	3	1	4	0	13	0
14. ジギング	171	17%	161	20%	10	6%	62	12%	109	22%	2	0	3	0	6	0
15. ライトタックル	104	10%	98	12%	6	3%	39	8%	65	13%	0	1	2	0	6	0
16. その他ソルトルアー	111	11%	103	13%	8	4%	50	10%	61	12%	1	0	1	2	3	2
Q3. 全国釣竿公正取引協議会をご存知ですか																
1. 知っている	549	55%	500	61%	49	27%	294	59%	255	51%	9	5	4	0	21	2
2. 知らない	442	44%	321	39%	121	68%	196	39%	246	49%	19	6	12	4	13	3
Q4. 公正マークをご覧いただいたことはありますか																
1. 見たことがあります	653	65%	562	68%	91	51%	344	69%	309	62%	13	6	5	0	25	2
<具体的に(複数回答可)>																
(1) 自分の釣竿に貼ってある	364	36%	340	41%	24	13%	203	41%	161	32%	8	3	2	0	24	0
(2) 店頭の釣竿に貼付されてた	178	18%	147	18%	31	17%	94	19%	84	17%	2	1	0	0	7	2
(3) 釣り雑誌	116	12%	96	12%	20	11%	62	12%	54	11%	1	1	0	0	6	0
(4) ステッカー	90	9%	75	9%	15	8%	38	8%	52	10%	3	1	2	0	2	0
(5) カタログ	69	7%	60	7%	9	5%	35	7%	34	7%	0	1	1	0	2	1
(6) メーカーのHP	34	3%	27	3%	7	4%	19	4%	15	3%	0	1	0	0	3	0
(7) 全国釣竿公正取引協議会 HP	27	3%	25	3%	2	1%	14	3%	13	3%	0	0	0	0	4	0
2. 見たことはありません	344	34%	259	32%	85	47%	151	30%	193	39%	15	5	11	4	9	3
Q4. 釣竿を購入する場合、その竿に「公正マーク」が貼付されているか、いないか参考にされますか																
1. 参考にする	494	49%	402	49%	92	51%	242	48%	252	50%	6	5	5	2	16	1
2. 参考にしない	505	51%	419	51%	86	48%	257	51%	248	50%	22	6	11	2	18	4
Q5. 公正マーク付きの釣竿のイメージは次のどれですか																
1. 信頼できる釣竿である	524	52%	436	53%	88	49%	260	52%	264	53%	9	5	13	1	20	1
2. メーカー・販売元が明らかな釣竿である	181	18%	163	20%	18	10%	86	17%	95	19%	2	0	4	0	6	2
3. あまり意味は無い	28	3%	27	3%	1	1%	21	4%	7	1%	0	0	0	0	8	0
4. よくわからない	281	28%	210	26%	71	40%	132	26%	149	30%	17	6	17	3	0	2
Q6. 公正マーク周知広報ポスターをご覧いただいたことはありますか																
1. あります	434	43%	376	46%	58	32%	254	51%	180	36%	7	5	2	1	16	1
2. ありません	565	57%	445	54%	120	67%	245	49%	320	64%	21	6	14	3	18	4

代	30代				40代				50代				60代				70代					
	大阪		横浜		大阪		横浜		大阪		横浜		大阪		横浜		大阪		横浜		大阪	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
43	11	62	9	72	31	124	37	142	35	104	16	92	10	46	5	32	3	18	1	9	0	
20	10	12	8	14	23	10	16	15	17	6	8	5	2	4	2	2	1	0	0	0	0	
9	0	9	0	11	6	18	6	13	5	4	0	3	2	1	1	1	1	0	1	1	0	
7	1	11	0	13	1	18	6	13	4	10	2	8	1	3	1	1	0	1	0	0	0	
5	0	11	0	16	0	8	5	10	1	5	2	7	0	3	0	2	0	1	0	0	0	
2	0	11	1	8	0	12	3	24	3	14	2	10	2	1	0	2	0	0	0	0	0	
0	0	4	0	8	0	22	1	24	2	8	1	8	3	6	0	2	0	1	0	1	0	
0	0	3	0	1	1	22	0	23	0	15	0	12	0	5	0	4	0	3	0	1	0	
0	0	1	0	1	0	14	0	20	3	42	1	39	0	23	1	18	1	12	0	6	0	
11	3	18	3	16	9	23	10	28	8	27	7	18	2	10	1	8	1	4	0	4	0	
8	0	11	1	15	7	9	7	23	5	18	0	15	1	9	4	7	0	3	0	3	0	
3	0	14	1	19	2	48	10	29	6	43	4	18	4	20	2	12	0	8	1	6	0	
19	4	15	3	28	16	31	12	63	18	31	3	38	6	10	1	17	0	5	0	6	0	
3	1	4	0	5	0	3	3	16	4	3	1	7	1	1	0	3	1	0	1	0	0	
0	0	2	0	2	0	5	2	3	1	8	1	12	0	6	0	2	0	1	0	0	0	
1	0	1	0	3	0	5	1	8	0	7	1	8	0	6	1	4	0	5	0	2	0	
0	0	9	1	5	0	5	5	9	0	10	3	10	0	6	0	3	0	4	0	2	0	
13	0	23	1	24	4	31	5	37	4	23	1	25	1	2	0	1	0	1	0	0	0	
0	2	14	0	10	0	26	3	15	0	22	3	11	0	2	0	1	0	1	0	0	0	
10	3	16	0	20	4	17	1	42	5	16	1	20	1	1	0	2	0	1	0	1	0	
0	0	3	0	2	1	7	1	2	0	3	1	4	0	2	0	0	0	2	0	0	0	
5	0	17	2	17	1	30	7	40	2	14	1	12	0	1	0	1	0	1	0	1	0	
13	3	14	0	22	3	20	1	43	1	18	0	14	1	1	0	3	1	0	0	2	0	
3	2	8	0	14	1	13	1	33	1	9	0	7	0	1	0	1	0	0	0	1	0	
5	0	7	2	11	0	27	0	24	2	8	0	11	0	0	0	5	0	0	0	0	0	
14	0	32	1	46	7	80	17	78	6	75	3	62	4	32	2	25	2	15	0	7	0	
29	11	30	8	26	24	44	20	64	30	29	4	30	6	13	3	7	1	3	1	2	0	
29	3	37	3	43	16	91	26	87	20	82	5	65	4	36	3	28	2	14	1	7	0	
15	1	23	2	20	3	57	9	60	2	47	2	40	0	17	1	11	1	10	0	6	0	
6	1	10	1	12	6	21	6	26	5	19	5	17	1	17	1	9	1	1	1	0	0	
6	0	7	0	7	1	15	6	15	5	17	1	8	4	4	2	7	0	2	0	1	0	
3	0	3	0	8	2	8	6	12	3	11	0	10	2	4	0	8	1	0	0	1	0	
3	0	4	0	4	1	12	1	11	2	10	0	7	1	2	2	3	0	0	0	1	0	
3	1	3	0	1	0	6	2	4	1	3	1	2	1	0	0	1	0	0	0	1	0	
0	0	1	0	0	0	4	1	6	0	4	0	4	1	0	0	1	0	0	0	1	0	
14	10	25	6	29	15	33	11	55	15	22	7	27	6	9	2	4	1	4	0	2	0	
16	2	26	3	31	16	67	22	72	20	49	7	52	6	26	4	21	3	9	1	6	0	
27	9	36	6	41	15	57	15	70	15	55	9	40	4	19	1	11	0	9	0	3	0	
16	2	23	3	34	17	64	20	80	18	60	9	52	4	31	5	20	2	9	1	5	0	
7	1	12	0	14	3	25	5	27	2	22	2	25	3	5	0	7	0	5	0	2	0	
1	0	1	0	3	1	7	0	1	0	3	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
19	8	26	6	21	10	28	12	34	15	19	5	14	3	7	0	2	1	4	0	2	0	
8	1	23	1	29	8	69	16	49	9	69	6	44	3	22	4	18	2	14	1	6	0	
35	10	39	8	43	23	55	21	93	26	35	10	48	7	23	1	14	1	4	0	3	0	

関東 店頭調査

NO	釣竿の必要表示事項											警告表示 マーク	公正 マーク	先径 ※3	元径 ※3	元径計測 位置※4								
	品名	使用材料 別名称	使用材料 含有率	全長	自重	仕舞寸法	継 数	錘負荷 ※1	住所	事業者 名称	HPアドレス						原産国	組立国 ※2	取扱説明書	ケース	安全使用 タグ	感電	電	キャスティング時
1	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	○	○	—	—			
2	○	—	○	—	○	○	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	○	○	○	—			
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
6	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
8	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
9	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
10	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
12	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
13	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
14	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
17	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
19	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
20	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
21	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
22	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
調査総本数	10	4	8	6	8	8	8	8	9	10	4	4	0	6	2	0	7	7	6	9	6	8	7	0
適正表示率	45%	18%	36%	27%	36%	36%	36%	36%	41%	45%	18%	18%	0%	27%	9%	0%	32%	32%	27%	41%	27%	36%	32%	0%
会員	13	5	10	9	11	11	11	11	10	12	5	5	0	8	3	0	10	9	8	12	6	11	10	1
適正表示率	100%	38%	77%	69%	85%	85%	85%	77%	77%	92%	38%	38%	0%	62%	23%	0%	77%	69%	62%	92%	46%	85%	77%	8%
会員外	8	2	6	4	7	7	8	5	5	7	3	1	0	6	5	0	8	6	5	9	0	6	6	0
適正表示率	200%	50%	150%	100%	175%	175%	200%	125%	125%	175%	75%	25%	0%	150%	125%	0%	200%	150%	125%	225%	0%	150%	150%	0%

※1 汎用等は、錘負荷の省略が可能
 ※2 組立国の表示は、原産国と異なる場合に限る
 ※3 先径・元径については、必要表示事項から除外
 ※4 元径を表示した場合計測位置を表示する

中部 店頭調査

NO	品名	使用材料 別名称	使用材料 含有率	全長	自重	仕舞寸法	継数	錘負荷 ※1	釣竿の必要表示事項			組立国 ※2	安全使用電				警告表示 マーク	公正 マーク	先径 ※3	元径 ※3	元径計測 位置※4	
									住所	事業者 名称	IPアドレス		原産国	取扱説明書	ケース	ケース						感電
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調査総本数	40本	15	28	23	31	28	31	30	34	21	18	3	21	5	1	22	18	36	21	27	25	1
適正表示率	100%	38%	70%	58%	78%	70%	78%	75%	85%	53%	45%	8%	53%	13%	3%	55%	45%	90%	53%	68%	63%	3%
会員	24	14	22	18	24	23	24	20	24	17	16	3	16	4	1	17	13	21	20	22	20	1
適正表示率	100%	58%	92%	75%	100%	96%	100%	83%	100%	71%	67%	13%	67%	17%	4%	71%	71%	88%	83%	92%	83%	4%
会員外	16	1	6	5	7	5	7	10	10	4	2	0	5	1	0	5	5	15	1	5	5	0
適正表示率	100%	6%	38%	31%	44%	31%	44%	63%	63%	25%	13%	0%	31%	6%	0%	31%	31%	94%	6%	31%	31%	0%

※1 汎用率は、錘負荷の省略が可能
 ※2 組立国の表示は、原産国と異なる場合に限る
 ※3 先径・元径については、必要表示事項から除外
 ※4 元径を表示した場合に計測位置を表示する

四国 店頭調査

NO	品名	使用材料別名称	使用材料含有率	全長	自重	仕舞寸法	継数	錘負荷※1	釣竿の必要表示事項				組立国※2	安全使用電				警告表示マーク	公正マーク	先径※3	元径※3	元径計測位置※4			
									住所	事業者名称	IPアドレス	原産国		取扱説明書	ケース	タケ	感電						キヤノン/専用	目的外使用	
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
19																									
20																									
21																									
22																									
23																									
24																									
25																									
26																									
27																									
28																									
29																									
30																									
31																									
32																									
33																									
34																									
35																									
36																									
37																									
38																									
39																									
40																									
41																									
42																									
43																									
44																									
45																									
46																									
47																									
48																									
49																									
50																									
51																									
52																									
調査総本数	44	13	30	26	33	30	30	29	34	40	20	20	14	2	13	4	8	20	17	13	41	21	28	26	2
適正表示率	85%	25%	58%	50%	63%	58%	58%	56%	65%	77%	38%	27%	4%	4%	25%	8%	15%	38%	33%	25%	79%	40%	54%	50%	4%
会員	26	13	24	19	24	23	23	18	24	26	17	14	2	2	10	3	4	14	14	11	21	21	21	19	2
適正表示率	96%	48%	89%	70%	89%	85%	88%	67%	89%	94%	63%	52%	7%	7%	37%	11%	15%	52%	52%	41%	78%	78%	78%	70%	7%
会員外	18	0	6	7	9	7	7	11	10	14	3	0	0	0	3	1	4	6	3	2	20	0	7	7	0
適正表示率	120%	0%	40%	47%	60%	47%	47%	73%	67%	93%	20%	0%	0%	0%	20%	7%	27%	40%	20%	13%	133%	0%	47%	47%	0%

※1 汎用竿は、錘負荷の省略が可能
 ※2 組立国の表示は、原産国と異なる場合に限る
 ※3 先径・元径については、必要表示事項から除外
 ※4 元径を表示した場合は計測位置を表示する

認定書発行数

(注) 上段：平成31年4月1日～令和2年3月31日

下段：昭和59年5月29日～令和2年3月31日

認定書発行枚数				種 別	登 録 本 数				備考
合 計	グラスロッド	カーボンロッド	複合ロッド		合 計	グラスロッド	カーボンロッド	複合ロッド	
39	2	37	0	磯 竿	173	6	167	0	
1,163	47	1,116	0		5,616	233	5,358	25	
11	3	8	0	投 竿	75	22	53	0	
375	79	295	1		2,055	242	1,812	1	
58	5	53	0	船・胴突竿	293	11	282	0	
1,983	363	1,620	0		7,575	1,422	6,153	0	
2	0	2	0	波 止 ・ 筏	14	0	14	0	
243	48	195	0		844	145	699	0	
5	0	5	0	そ の 他 (海 用)	23	0	23	0	
106	19	87	0		356	43	313	0	
18	0	18	0	鮎 竿	293	0	293	0	
795	4	791	0		4,683	4	4,679	0	
11	0	11	0	溪 流 竿	32	0	32	0	
750	39	711	0		3,273	298	2,975	0	
26	1	25	0	へら・鯉竿	144	3	141	0	
681	16	665	0		4,763	122	4,641	0	
0	0	0	0	フライロッド	0	0	0	0	
193	12	179	2		1,563	56	1,498	9	
244	5	239	0	ル ア ー ロ ッ ド	1,154	21	1,133	0	
2,550	69	2,481	0		12,115	218	11,897	0	
0	0	0	0	キャストイング ロ ッ ド	0	0	0	0	
416	38	367	11		2,175	152	1,985	38	
0	0	0	0	スピニング ロ ッ ド	0	0	0	0	
58	7	48	3		335	34	299	2	
2	0	2	0	そ の 他 (淡 水 用)	5	0	5	0	
44	3	41	0		120	6	114	0	
3	1	2	0	汎 用 竿	9	3	6	0	
15	4	11	0		53	31	22	0	
419	17	0	0	計 (累 計)	2,215	66	2,149	0	
9,372	748	8,607	17		45,526	3,006	42,445	75	

注1：平成15年度より、ルアーロッドを種別に設けた。

注2：平成28年11月24日よりボロンロッドを複合ロッドに変更した。

【令和元年度認定内訳】

新 規	330件
追 加	89件
取 消 抹 消	0件
合 計	419件

第 36 期

令和元年度 決算報告書

平成31年 4月 1日より

令和 2年 3月31日まで



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

収 支 計 算 書

平成31年4月1日より
令和2年3月31日まで

全国釣竿公正取引協議会
(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	対予算差異	対予算比	前年度実績値	対前年差異	対前年増減率
I 事業活動収支の部							
1. 事業活動収入							
< 会 費 収 入 >	(14,478,000)	(13,108,617)	(1,369,383)	91%	(13,970,087)	(▲ 861,470)	93.8%
基本会費収入	2,268,000	2,322,000	▲ 54,000	102%	2,286,000	36,000	101.6%
比例会費収入	12,210,000	10,786,617	1,423,383	88%	11,684,087	▲ 897,470	92.3%
< 証 票 収 入 >	(7,227,000)	(7,208,000)	(19,000)	100%	(7,227,000)	(▲ 19,000)	99.7%
公正マーク	4,200,000	3,474,000	726,000	83%	4,210,000	▲ 736,000	82.5%
警告表示	847,000	1,134,000	▲ 287,000	134%	847,000	287,000	133.9%
公正 + 警告	2,180,000	2,600,000	▲ 420,000	119%	2,170,000	430,000	119.8%
< 審査手数料収入 >	(600,000)	(660,000)	(▲ 60,000)	110%	(552,000)	108,000	119.6%
審査手数料収入	600,000	660,000	▲ 60,000	110%	552,000	108,000	119.6%
< 雑 収 入 >	(2,140)	(2,126)	(14)	99%	(2,144)	(▲ 18)	99.2%
受 取 利 息	2,140	2,126	14	99%	2,144	▲ 18	99.2%
雑 収 入	0	0	0		0	0	#DIV/0!
事業活動収入計 (A)	22,307,140	20,978,743	1,328,397	94%	21,751,231	▲ 772,488	96.4%
2. 事業活動支出							
< 事 業 費 支 出 >	(14,920,000)	(14,687,461)	(232,539)	98%	(15,122,538)	(▲ 435,077)	97.1%
広報・宣伝事業費支出	7,500,000	7,401,243	98,757	99%	7,605,036	▲ 203,793	97.3%
調査事業費支出	1,950,000	1,944,133	5,867	100%	1,916,594	27,539	101.4%
委員会運営事業費支出	20,000	0	20,000	0%	11,340	▲ 11,340	0.0%
証票事業費支出	(5,000,000)	(5,025,988)	(▲ 25,988)	101%	(5,086,440)	(▲ 60,452)	98.8%
商標取得費用支出	500,000	48,327	451,673	10%	187,236	▲ 138,909	25.8%
証票購入費用支出	4,500,000	4,977,661	▲ 477,661	111%	4,899,204	78,457	101.6%
技術調査費支出	50,000	41,627	8,373	83%	32,788	8,839	127.0%
ホームページ事業費支出	400,000	274,470	125,530	69%	470,340	▲ 195,870	58.4%
< 管 理 費 支 出 >	(8,060,000)	(7,968,108)	(91,892)	99%	(7,452,984)	(515,124)	106.9%
会議費支出	870,000	682,161	187,839	78%	658,166	23,995	103.6%
旅費交通費支出	100,000	174,713	▲ 74,713	175%	95,306	79,407	183.3%
通信費支出	220,000	250,147	▲ 30,147	114%	218,963	31,184	114.2%
研修費支出	200,000	262,110	▲ 62,110	131%	173,524	88,586	151.1%
消耗品費支出	300,000	320,686	▲ 20,686	107%	39,422	281,264	813.5%
印刷費支出	400,000	380,107	19,893	95%	318,896	61,211	119.2%
運賃支出	130,000	38,981	91,019	30%	124,118	▲ 85,137	31.4%
関係団体会費支出	190,000	186,000	4,000	98%	186,000	0	100.0%
交際費支出	130,000	181,331	▲ 51,331	139%	149,117	32,214	121.6%
業務委託費支出	4,800,000	4,800,000	0	100%	4,800,000	0	100.0%
賃借料支出	475,000	462,672	12,328	97%	462,672	0	100.0%
顧問料支出	230,000	229,200	800	100%	226,800	2,400	101.1%
雑 支 出	15,000	0	15,000	0%	0	0	#DIV/0!
< 雑 損 出 >	(0)	(0)	(0)		54	▲ 54	0.0%
	0	0	0		54	▲ 54	0.0%
事業活動支出計 (B)	22,980,000	22,655,569	324,431	99%	22,575,576	79,993	100%
事業活動収支差額 (C = A - B)	▲ 672,860	▲ 1,676,826	1,003,966	249%	▲ 824,345	▲ 852,481	203%

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	対予算差異	対予算比	前年度実績値	対前年差異	対前年増減率
Ⅱ 投資活動収支の部							
1. 投資活動収入							
投資活動収入計 (D)	0	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
2. 投資活動支出							
固定資産取得支出	(170,000)	(777,108)	(▲ 607,108)	22%	(656,828)	120,280	118%
ソフトウェア購入支出	170,000	149,040	20,960	114%	356,400	▲ 207,360	42%
商標権取得支出	0	628,068	▲ 628,068	0%	300,428	327,640	209%
投資活動支出計 (E)	170,000	777,108	▲ 607,108	22%	656,828	1,384,216	118%
投資活動収支差額 (F = D - E)	▲ 170,000	▲ 777,108	607,108	22%	▲ 656,828	▲ 120,280	118%
Ⅲ 財務活動収支の部							
財務活動収支差額 (G)	0	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
Ⅳ 予備費支出 (H)	1,000,000	0	1,000,000	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
当期収支差額 (I = C + F + G - H)	▲ 1,842,860	▲ 2,453,934	611,074	75%	▲ 1,481,173	▲ 972,761	166%
前期繰越収支差額 (J)	18,234,951	18,234,951	0	100%	19,716,124	▲ 1,481,173	92%
次期繰越収支差額 (K = I + J)	16,392,091	15,781,017	611,074	96%	18,234,951	▲ 2,453,934	87%

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には現金預金及び短期債権債務を含めています。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりであります。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	16,894,607	16,233,808
前 払 金	448,795	0
未収入金	1,738,076	1,461,352
合 計	19,081,478	17,695,160
未 払 金	846,527	1,914,143
預 り 金	0	0
仮 受 金	0	0
合 計	846,527	1,914,143
次期繰越収支差額	18,234,951	15,781,017

貸借対照表

令和2年3月31日現在

全国釣竿公正取引協議会
(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
(資 産 の 部)			
流動資産			
現 金	0	166	▲ 166
預 金	16,233,808	16,894,441	▲ 660,633
商 品	528,720	646,485	▲ 117,765
未 収 入 金	1,461,352	1,738,076	▲ 276,724
前 払 費 用	0	448,795	▲ 448,795
流動資産合計	18,223,880	19,727,963	▲ 1,504,083
固定資産			
特定資産			
公正取引推進積立預金	5,000,000	5,000,000	0
組織運営強化積立預金	10,000,000	10,000,000	0
特定資産合計	15,000,000	15,000,000	0
その他固定資産			
什 器 備 品	4	4	0
ソ フ ト ウ エ ア	406,188	426,384	282,528
電 話 加 入 権	80,800	80,800	0
商 標 権	1,071,090	563,647	507,443
その他固定資産合計	1,558,082	1,070,835	487,247
固定資産合計	16,558,082	16,070,835	487,247
資産合計	34,781,962	35,798,798	▲ 1,016,836
(負 債 の 部)			
流動負債			
未 払 金	1,914,143	846,527	1,067,616
流動負債合計	1,914,143	846,527	1,067,616
負債合計	1,914,143	846,527	1,067,616
(正味財産の部)			
一般正味財産	32,867,819	34,952,271	▲ 2,084,452
(うち特定資産への充当額)	(15,000,000)	(15,000,000)	(0)
正味財産合計	32,867,819	34,952,271	▲ 2,084,452
負債及び正味財産合計	34,781,962	35,798,798	▲ 1,016,836

正味財産増減計算書

平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで

全国釣竿公正取引協議会
(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	13,108,617	13,970,087	▲ 861,470
② 証票収益	7,208,000	7,227,000	▲ 19,000
③ 審査手数料収益	660,000	552,000	108,000
④ 寄附金収益	0	0	0
⑤ 雑収益	2,126	2,144	▲ 18
経常収益合計	20,978,743	21,751,231	▲ 772,488
(2) 経常費用			
① 事業費	(14,805,226)	(15,056,913)	(▲ 251,687)
広報宣伝事業費	7,401,243	7,605,036	▲ 203,793
調査事業費	1,944,133	1,916,594	27,539
委員会運営事業費	0	11,340	▲ 11,340
証票事業費	(5,143,753)	(5,020,815)	(122,938)
商標取得費用	48,327	121,611	▲ 73,284
証票購入費用	5,095,426	4,899,204	196,222
技術調査事業費	41,627	32,788	8,839
ホームページ事業費	274,470	470,340	▲ 195,870
② 管理費	(8,257,969)	(7,661,496)	(596,473)
会議費	682,161	658,166	23,995
旅費交通費	174,713	95,306	79,407
通信費	250,147	218,963	31,184
研修費	262,110	173,524	88,586
消耗品費	320,686	39,422	281,264
印刷費	380,107	318,896	61,211
運賃	38,981	124,118	▲ 85,137
関係団体会費	186,000	186,000	0
交際費	181,331	149,117	32,214
業務委託費	4,800,000	4,800,000	0
賃借料	462,672	462,672	0
顧問料	229,200	226,800	2,400
減価償却費	289,861	208,512	81,349
雑費	0	0	0
経常費用合計	23,063,195	22,718,409	344,786
当期経常増減額	▲ 2,084,452	▲ 967,178	▲ 1,117,274
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益合計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 雑損失	0	▲ 54	54
経常外費用合計	0	0	0
当期経常外増減額	▲ 2,084,452	▲ 967,232	▲ 1,117,220
当期一般正味財産増減額	▲ 2,084,452	▲ 967,232	▲ 2,234,494
一般正味財産期首残高	34,952,271	35,919,503	▲ 967,232
一般正味財産期末残高	32,867,819	34,952,271	▲ 2,084,452
II. 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	32,867,819	34,952,271	▲ 2,084,452

財務諸表に対する注記

1. 財務諸表の表示について

この財務諸表は、公益法人会計基準によって作成されています。

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品は移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品は、定率法の減価償却を実施しています。

ソフトウェア、商標権は、定額法の減価償却を実施しています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっています。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0			0
小 計	0	0	0	0
特定資産				0
公正取引推進積立預金	5,000,000	0		5,000,000
組織運営強化積立預金	10,000,000	0	0	10,000,000
小 計	15,000,000	0	0	15,000,000
合 計	15,000,000	0	0	15,000,000

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	0	0		
小 計	0	0	0	0
特定資産				
公正取引推進積立預金	5,000,000		5,000,000	
組織運営強化積立預金	10,000,000		10,000,000	0
小 計	15,000,000	0	15,000,000	0
合 計	15,000,000	0	15,000,000	0

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,952,230	1,952,226	4
ソフトウェア	858,600	452,412	406,188
電話加入権	80,800	0	80,800
商 標 権	1,569,508	498,418	1,071,090
合 計	4,461,138	2,903,056	1,558,082

財 産 目 録

令和2年3月31日現在

全国釣竿公正取引協議会
(単位：円)

科 目	内 容	金 額	
		内 訳	金 額
(資産の部)			
I. 流動資産			(18,223,880)
1. 現金預金	手許有高		0
現金			16,233,808
普通預金	三井住友銀行 日本橋東支店	1,792,524	
定期預金	みずほ銀行 京橋支店	4,441,284	
	みずほ銀行 京橋支店	10,000,000	
2. 商 品	公正マーク		528,720
3. 未 収 入 金			1,461,352
未収入金基本会費	基本会費	270,000	
未収入金比例会費	比例会費	107,412	
未収入金証票他	審査手数料・公正マーク等販売費他	1,083,940	
II. 固定資産			(16,558,082)
(1) 特定資産			15,000,000
1. 公正取引推進積立預金	定期預金 三井住友銀行 日本橋東支店	5,000,000	
2. 組織運営強化積立預金	定期預金 三井住友銀行 日本橋東支店	10,000,000	
(2) その他固定資産			1,558,082
1. 什 器 備 品	応接セット		4
2. ソフトウエア			406,188
	公益法人会計 DX	213,840	
	公益法人会計 V12	48,600	
	商魂DX システムB	121,716	
	商魂X システムB	22,032	
3. 電 話 加 入 権	03(3206) 1130~1140		80,800
4. 商 標 権	公正マーク 商標登録		1,071,090
	(日本) 登録第4946447号	69,660	
	(韓国) 登録第40-682856号	120,591	
	(中国) 登録第5175138号	22,142	
	(英国) 登録第1426199FCFR18-001MP-GB号	133,942	
	(EU) 登録第1426199FCFR18-002MP-EU号	133,942	
	(米国) 登録第5784289 FCFR18-001MP-US号	251,160	
	(豪) 登録第1959552 FCFR18-001MP-AU号	140,199	
	(露) 登録第1426199 FCFR18-001MP-RU号	199,454	
資 産 合 計			34,781,962
(負債の部)			
I. 流動負債			(1,914,143)
1. 未 払 金			1,914,143
	(株)大塚商会 コピー代 3月分	11,847	
	(株)倉本産業 公正マークシール等	1,090,000	
	佐川急便(株) 運賃	88	
	(株)セカンドマインド 佐々木隆之税理士決算料	33,000	
	(株)日広工房 HP更新	21,450	
	(株)日本郵便 後納郵便利用料金	16,836	
	(一社)日本釣用品工業会 電話代	72	
	(株)プリプレスセンター 2020ポスター制作費用	740,850	
負 債 合 計			1,914,143
正 味 財 産			32,867,819

全国釣竿公正取引協議会
会長 藤井 治幸 様

監 査 報 告 書

令和2年4月22日（水曜日）に提出された令和元年度決算報告書
（すなわち収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表
に対する注記及び財産目録等）を監査いたしました。

その結果、いずれも適法にして、かつ、適正なものと認めます。

令和2年4月22日

全国釣竿公正取引協議会

監 事 玉 越 和 夫 
(署名日 令和2年4月27日)

監 事 姫 野 哲 司 
(署名日 令和2年4月23日)

第 37 期

令和 2 年度 事業計画書 (案)

令和 2 年 4 月 1 日より

令和 3 年 3 月 31 日まで



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

令和2年度

第37期 事業計画（案）（令和2年4月1日から令和3年3月31日）

1. 「釣竿の表示に関する公正競争規約」と施行規則等に関する事業

(1) 「釣竿の表示に関する公正競争規約」と施行規則等の遵守活動

① 「釣竿の表示について」の問い合わせ内容のQ&Aの最新化

② デジタルカタログ、ホームページの表示方法等の検討

(2) 規約・規則等のホームページ掲載及び改定の実施と掲載内容の充実を図る

① 会員向けページに申請方法、表示に関するQ&Aを掲載し、申請に関する疑問に対応できるようなホームページを検討

(3) 認定および認定書発行業務

申請の簡素化、WEB申請システムの検討

(4) 公正マークの頒布、普及

① シール品質のさらなる向上と納期の短縮を図る

② 公正マークの模倣品に対する対策の実施

③ 新たな海外商標取得に関する検討の実施

2. 広報・宣伝に関する事業

(1) 協議会についてのPR

多くの釣り人、釣り関係者が集うフィッシングショーにて当協議会のPRを実施する。釣り人、釣り関係者をホームページに誘導し当協議会の事業をPRする

① ポスター、調査事業・検査の様子を紹介したパネル、配布物等にて当協議会をPRする

・パネル、展示内容を現状に合わせて改訂を進める

・ブース運営方法の検討を行う

② ホームページを活用し当協議会をPRする

・調査事業、フィッシングショー報告の作成を行い、活動内容をPRする

③ 会員企業一覧の公開

④ 公正マーク周知広報ポスターの配布時期に合わせたインターネット情報サイトへの編集協力記事の掲載の実施

・ポスター、雑誌広告では「信頼ある釣竿」のPR、インターネット情報サイトではなぜ公正マークが貼付されている釣竿は「信頼ある釣竿」なのかをPR

(2) 感電事故防止の啓発

多くの釣り人、釣り関係者が集うフィッシングショーにて感電の危険を周知

① 電線や鉄道の架線に触ればもちろん、触れなくても感電するおそれがあることを、鉄道の架線に見立てた装置に、釣竿を近づけると釣竿が振動することで、感電の恐怖を来場者に疑似体験していただく

② 電力会社等より、感電注意のポスター・DVD等の資料を提供していただき展示・放映を行う

③ 感電事故防止の内容を含むリーフレットの配布を行う

(3) 公正マークのPR

多くの釣り人、釣り関係者が集うフィッシングショーにて公正マークのPRを実施

する。釣り人、釣り関係者が購読する雑誌等への広告出稿を行う

①フィッシングショーに出展された会員各位のブース内にて会員証の掲示を協力していただき、事務局では公正マーク入りクリアファイル・公正マークステッカーを来場者に配布し、来場者へ公正マークのPRを実施する

②公正マークが貼付された釣竿の展示

・公正マークが貼付されている趣旨が、来場者の皆様にPRできるようにする

③来場者へのアンケートを実施し、その際に公正マークが貼付されている趣旨の説明を実施する回答者には公正マーク入りノベルティグッズを進呈する

・公正マークの趣旨が分かってもらえるようなアンケートの実施と集計作業の迅速化を図る

・ノベルティグッズを配布することで、公正マークを身近に感じていただく

④メディアに会員企業及び公正マークの周知広告出稿

・広告を出稿するだけでなく、当協議会の事業を取材してもらったり、広告と連携した周知広報を検討していく

⑤公正マークのSNS一斉投稿

・役員企業だけでなく、会員企業へも同日同時間に実施できるよう呼び掛ける

(4) ホームページの更新

①実施事業等の掲載及び内容の充実を図る

・公正取引委員会、消費者庁、全国公正取引協議会連合会、日本広告審査機構等、当協議会関係先から掲載の依頼を受けた情報を、「NEWS」へ掲載して情報発信に努める

②活動内容の情報提供として「公取協だより」発行の継続（年2回程度）及び会員企業への配布を行う

・当協議会の活動だけでなく、関係省庁、団体等の動きの掲載を行い、会員へは直接送付（郵送・メール）を行う

(5) 当協議会PRポスターの作成と配布

年2回女性釣りタレントを起用したポスターを発行、配布を行う

・2020年度版ポスターは会員企業、役員企業、調査指導委員会の協力を得て配布を行う

・2021年度についても継続して発行できるようにする

3. 調査指導に関する事業

(1) 公正競争規約等の普及

・インターネット情報サイトや各種宣伝広告と連動し、公正競争規約の内容等を消費者の皆様にお伝えする

(2) 調査指導委員会による調査の実施

①第14回会員対象調査を実施（5月下旬から7月）

・参加率向上を図っていく

②店頭調査の実施（9月～11月）

・調査先へ調査事業の意義等が伝わるように努める

・訪問の際、当協議会PRパンフレットとノベルティをお渡しする

③調査結果を会員企業に送付し、指導の充実に努める

(3) 繊維含有率検査の実施

第11回釣竿の繊維含有率検査を実施（12月）

- ・第三者機関である一般財団法人カケンテストセンターに委託し検査を行うとともに会員へ結果を送付する
- ・参加率の向上を図っていく

(4) 感電事故防止策

- ・会員対象調査、店頭調査において製品等に感電注意の表示があるか確認を実施

(5) 公正競争規約に関する消費者からの問い合わせ相談の受付

4. 関係官庁および関連団体との連絡、協調に関する事業

(1) 消費者庁

- ・会議、セミナー等に出席するなど今後とも連携を継続し、内容を情報提供できるようにする

(2) 一般社団法人全国公正取引協議会連合会

- ・会議、セミナー等に出席するなど今後とも連携を継続し、内容を情報提供できるようにする

(3) 公益社団法人日本広告審査機構

- ・会議、セミナー等に出席するなど今後とも連携を継続し、内容を情報提供できるようにする

5. 会員募集

会員増加に引き続き取り組みを進める

- ・入会のメリットを整理し、「入会のご案内」のWEB掲載を検討していく

6. 各委員会活動

(1) 総務委員会

第12回（未定）当会の在り方、規約、周知広報等の検討

第13回（3/10）役員選考、当会の在り方、規約、周知広報等の検討

(2) 調査指導委員会

①第44回（5月下旬から7月）、第45回（12/11）

②第14回会員対象調査（5月下旬から7月）

③店頭調査（9月～11月）

7. 研修の開催

理事、調査指導委員会委員による研修会を実施する

8. 一般社団法人日本釣用品工業会との連携

業務の効率化を推進するとともに今後も連携を継続する

第 37 期

令和 2 年度 収支予算書 (案)

令和 2 年 4 月 1 日より

令和 3 年 3 月 31 日まで



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

収 支 予 算 書 (案)

令和2年4月1日より
令和3年3月31日まで

全国釣竿公正取引協議会
(単位：円)

科 目	令和2年度 予算額	令和元年度 実績値	令和元年度 実績値差異	対令和元年度 実績値	令和元年度 予算額	対令和元年度 予算差異
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
< 会 費 収 入 >	(13,104,000)	(13,108,617)	(▲ 4,617)	100%	(14,478,000)	(▲ 1,374,000)
基本会費収入	2,304,000	2,322,000	▲ 18,000	99%	2,268,000	36,000
比例会費収入	10,800,000	10,786,617	13,383	100%	12,210,000	▲ 1,410,000
< 証 票 収 入 >	(6,800,000)	(7,208,000)	(▲ 408,000)	94%	(7,227,000)	(▲ 427,000)
公正マーク	3,600,000	3,474,000	126,000	104%	4,200,000	▲ 600,000
警告表示	900,000	1,134,000	▲ 234,000	79%	847,000	53,000
公正 + 警告	2,300,000	2,600,000	▲ 300,000	88%	2,180,000	120,000
< 審査手数料収入 >	(600,000)	(660,000)	(▲ 60,000)	91%	(600,000)	(0)
審査手数料収入	600,000	660,000	▲ 60,000	91%	600,000	0
< 雑 収 入 >	(1,500)	(2,126)	(▲ 626)	71%	(2,140)	(▲ 640)
受取利息	1,500	2,126	▲ 626	71%	2,140	▲ 640
雑収入	0	0	0	#DIV/0!	0	0
収入合計 (A)	20,505,500	20,978,743	▲ 473,243	98%	22,307,140	▲ 1,801,640
2. 事業活動支出						
< 事 業 費 支 出 >	(14,300,000)	(14,687,461)	(▲ 387,461)	97%	(14,920,000)	(▲ 620,000)
広報・宣伝事業費支出	7,150,000	7,401,243	▲ 251,243	97%	7,500,000	▲ 350,000
調査事業費支出	1,980,000	1,944,133	35,867	102%	1,950,000	30,000
委員会運営事業費支出	20,000	0	20,000	#DIV/0!	20,000	0
証票仕入支出	4,800,000	5,025,988	▲ 225,988	96%	5,000,000	▲ 200,000
商標取得費用支出	300,000	48,327	251,673	621%	500,000	▲ 200,000
証票購入費用支出	4,500,000	4,977,661	▲ 477,661	90%	4,500,000	0
技術調査費支出	50,000	41,627	8,373	120%	50,000	0
ホームページ支出	300,000	274,470	25,530	109%	400,000	▲ 100,000
< 管 理 費 支 出 >	(7,730,000)	(7,968,108)	(▲ 238,108)	97%	(8,060,000)	(▲ 330,000)
会議費支出	600,000	678,001	▲ 78,001	88%	870,000	▲ 270,000
旅費交通費支出	180,000	174,713	5,287	103%	100,000	80,000
通信費支出	240,000	254,307	▲ 14,307	94%	220,000	20,000
研修費支出	250,000	262,110	▲ 12,110	95%	200,000	50,000
消耗品費支出	180,000	320,686	▲ 140,686	56%	300,000	▲ 120,000
印刷費支出	350,000	380,107	▲ 30,107	92%	400,000	▲ 50,000
運賃支出	50,000	38,981	11,019	128%	130,000	▲ 80,000
関係団体会費支出	190,000	186,000	4,000	102%	190,000	0
交際費支出	150,000	181,331	▲ 31,331	83%	130,000	20,000
業務委託費支出	4,800,000	4,800,000	0	100%	4,800,000	0
賃借料支出	475,000	462,672	12,328	103%	475,000	0
顧問料支出	250,000	229,200	20,800	109%	230,000	20,000
雑支出	15,000	0	15,000	#DIV/0!	15,000	0
支出合計 (B)	22,030,000	22,655,569	▲ 625,569	97%	22,980,000	▲ 950,000
事業活動収支差額 (C = A - B)	▲ 1,524,500	▲ 1,676,826	152,326	91%	▲ 672,860	▲ 851,640

(単位：円)

科 目	令和2年度 予算額	令和元年度 実績値	令和元年度 実績値差異	対令和元年度 実績値	令和元年度 予算額	対令和元年度 予算差異
Ⅱ 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入	0	0	0	#DIV/0!	0	0
投資活動収入計(D)	0	0	0	#DIV/0!	0	0
2. 投資活動支出						
ソフトウェア購入支出	0	149,040	(▲149,040)	0%	356,400	▲356,400
商標権取得支出	0	628,068	(▲628,068)	0%	0	0
投資活動支出計(E)	0	777,108	(▲777,108)	0%	356,400	▲356,400
投資活動収支差額(F=D-E)	0	▲777,108	777,108	0%	▲356,400	356,400
Ⅲ 財務活動収支の部						
財務活動収支差額(G)	0	0	0	#DIV/0!	0	0
Ⅳ 予備費支出(H)	1,000,000	0	1,000,000	#DIV/0!	1,000,000	0
当期収支差額(I=C+F+G-H)	▲2,524,500	▲2,453,934	▲70,566	103%	▲2,029,260	▲495,240
前期繰越収支差額(J)	15,781,017	18,234,951	▲2,453,934	87%	19,716,124	▲3,935,107
次期繰越収支差額(K=I+J)	13,256,517	15,781,017	▲2,524,500	84%	17,686,864	▲4,430,347

規 約 ・ 会 則

釣竿の表示に関する公正競争規約および施行規則
釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則
全国釣竿公正取引協議会会則

(令和2年3月31日現在)



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

釣竿の表示に関する公正競争規約および施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条</p> <p>この公正競争規約（以下「規約」という。）は、釣竿の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>この規約において「釣竿」とは、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッド（竹を主材料として製造した釣竿を除く。）であって、釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において定めるものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、釣竿を製造して販売する事業者、輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。</p> <p>(釣竿の必要表示事項)</p> <p>第3条</p> <p>事業者は、釣竿若しくは釣竿に添付するもの又はこ</p>	<p>(使用材料別名称)</p> <p>第1条</p> <p>釣竿の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第1項に規定する「釣竿」とは次に定めるものをいう。</p> <p>(1)「グラスロッド」とは、グラス繊維を50%以上使用して製造したもの。</p> <p>(2)「カーボンロッド」とは、カーボン繊維を50%以上使用して製造したもの。</p> <p>(3)「複合ロッド」とは、複数の材料を組み合わせで製造したもので、前二号に該当しないもの。</p> <p>2 前項に掲げる含有率の計測方法は、使用繊維のみの体積比によるものとする。</p> <p>(これらに準ずる事業者)</p> <p>第2条</p> <p>規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、他の製造業者に製造委託した釣竿について自己の商標又は名称を表示して販売する事業者及び同項の釣竿を製造して販売する事業者又は輸入して販売する事業者と総代理店契約その他特別の契約関係にある事業者であって、これらの事業者と実質的に同一の事業を行っている者と認められる者をいう。</p> <p>(品名)</p> <p>第3条</p> <p>規約第3条第1号に規定する「品名」とは、商標、</p>

これらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。

- (1) 品名
- (2) 釣竿の使用材料別名称表示
- (3) 使用材料
- (4) 規格
 - ①全長
 - ②自重
 - ③仕舞寸法
 - ④継数
 - ⑤錘負荷
- (5) 事業者の住所及び氏名又は名称
- (6) 原産国名
- (7) 組立てを行った国名（原産国と異なる場合に限る。）
- (8) 安全使用に関する注意事項

事業者が釣竿について通常使用している呼び名、品番、その他これらに準ずるものをいう。

(使用材料別名称の表示基準)

第4条

規約第3条第2号に規定する「釣竿の使用材料別名称」に関する表示基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該釣竿がグラスロッドである場合は、「グラスロッド」と表示する。
- (2) 当該釣竿がカーボンロッドである場合は、「カーボンロッド」と表示する。
- (3) 前二号に該当しないものは、「複合ロッド」と表示する。

(使用材料)

第5条

規約第3条第3号の「使用材料」は、釣竿に使用している繊維の種類を表示するものとする。

- 2 使用繊維は含有率を併せ表示するものとする。

(規格)

第6条

規約第3条第4号に規定する「規格」は、次のとおりとする。

- (1) 全長

釣竿の全長は、振り出したとき又は継いだときの長さとし、その単位をm又はcmで表示する。その誤差の範囲は+2cm、-1cm×嵌合数とする。

当該表示には、ft又はinを単位とする全長を括弧を付して併記することができる。

- (2) 自重

釣竿の自重は、釣竿（ガイド、リールシート、金具、竿に巻いた糸、塗料を含む。）の重量とし、その単位をgで表示する。その誤差の範囲は+5%以内とする。

ただし、部分的に竹、籐等の天然素材を使用した釣竿については省略することができる。

- (3) 仕舞寸法

釣竿の仕舞寸法は、仕舞後の長さ（上栓及びガ

イドキャップは含まない。並継の釣竿については、一番長いものの長さ。)とし、その単位をcmで表示する。その誤差の範囲は±3%以内とする。

(4) 継 数

釣竿の継数は、その本数を表示する。

(5) 錘 負 荷

釣竿の錘負荷は、当該釣竿に適した錘の重量の範囲を示すものとし、その単位をg又は号で表示する。

ただし、「フライロッド」等錘を使用しない釣竿又は「へら竿」、「溪流竿」等錘負荷表示の必要のない釣竿については表示を省略することができる。

2 汎用竿については、錘負荷の表示を省略することができる。

(事業者の住所及び氏名又は名称)

第7条

規約第3条第5号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」の表示については事業者の住所及び氏名又は名称（法人にあっては、その名称）を表示するものとする。

(原産国名の表示基準)

第8条

規約第3条第6号に規定する「原産国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。

(1) 原産国とは、素管の製造が行われた国をいう。

(2) 外国で製造されたものにあつては、「原産国○○」又は「○○製」と表示する。

注) ○○は国名又は地名

(3) 国産品については、「国産」又は「日本製」と表示する。ただし、「国産」、「日本製」に代えて、「○○株式会社製造」、「製造元○○株式会社」又は「製造者○○株式会社」と表示することができる。

注) ○○は会社名

(4) 原産国を英文で表示する場合には、邦文による表示を、当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。

例 MADE IN CHINA

原産国 中国

(5) 原産国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。

(組立て国名の表示基準)

第9条

規約第3条第7号に規定する「組立てを行った国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。

(1) 組立てを行った国とは、ガイド及びリールシートを取付けが行われた国をいう。

(2) 第8条に基づいて表示する原産国（素管を製造した国）と組立てを行った国が異なる場合には、組立てを行った国を「組立〇〇」と第8条に基づく原産国表示に併記する。この場合、原産国と組立てを行った国を区別するために、「原産国」を「原産国（素管）」と書き替えるものとする。

例 原産国（素管）〇〇

組立 △△

注) 〇〇、△△は国名又は地名

(3) 組立てを行った国を英文で表記する場合には、邦文による表示を当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。

例 MADE IN CHINA

原産国（素管）中国

ASSEMBLED IN JAPAN

組立 日本

(4) 組立てを行った国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。

(安全使用に関する注意事項)

第10条

規約第3条第8号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、釣竿の販売時に添付する取扱説明書等に、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項、キャストイング（投げる）時の注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。

(カタログの必要表示事項)

第4条

事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

- (1) 事業者の住所及び氏名又は名称
- (2) 種別及び品名
- (3) 規格
- (4) 保証書を添付している場合はその旨
- (5) カタログの作成時期
- (6) カタログの内容についての問合せ先
- (7) 安全使用に関する注意事項

(事業者の住所及び氏名又は名称)

第11条

規約第4条第1号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」は、カタログを作成する事業者について表示する。

(種別及び品名)

第12条

規約第4条第2号に規定する「種別」とは、「アユ竿」、「磯竿」、「投竿」、「へら竿」、「汎用竿」等当該釣竿が対象とする漁種（対象釣り）をいう。

2 規約第4条第2号に規定する「品名」は、第3条の規定を準用して表示する。

(規 格)

第13条

規約第4条第3号に規定する「規格」は、第6条の規定を準用して表示する。

(カタログの作成時期)

第14条

規約第4条第5号に規定する「カタログの作成時期」は、次の例により表示する。

例1 発行年月日 ○○年○月

例2 ○○年○月作成

例3 「このカタログの記載内容は、○○年○月現在のものです。」

2 カタログの作成時期の表示に当たっては、目立つ方法で明瞭に表示するものとする。

(問合せ先)

第15条

規約第4条第6号に規定する「カタログの内容についての問合せ先」は、保証の内容その他カタログの内容についての問合せ先を次の例により表示する。

例 「このカタログの内容についてのお問合せは、お近くの販売店に御相談ください。もし、販売店でお分りにならないときは、当社におたずねください。」

(特定用語の表示基準)

第5条

事業者は、釣竿の品質、性能等に関し、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

(1) 永久を意味する用語

「永久」、「永遠」、「絶対に折れない」等永久に持続することを意味する用語は使用できない。

(2) 完全を意味する用語

「完全」、「完ペキ」、「パーフェクト」、「絶対的」、「100パーセント」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、断定的に使用することができない。

(3) 安全を意味する用語

「安全」、「安心」等安全性を強調する用語は、断定的に使用することができない。

(4) 最上級を意味する用語

「最高」、「最上級」、「超」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。

(5) 優位性を意味する用語

「世界一」、「日本一」、「第一位」、「当社だけ」、「ナンバーワン」、「いちばん」、「トップでゆく」、「他の追従を許さない」、「抜群」、「画期的」、「理想的」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。

(特定事項の表示基準)

第6条

事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げ事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらな

(安全使用に関する注意事項)

第16条

規約第4号第7号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項、キャストイング（投げる）時の注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。

ければならない。

(1) 写真、イラスト

写真又はイラストを新聞、雑誌に表示する場合は、種別及び品名を表示するほか、できる限り具体的な説明を記載する。

(2) 競争銘柄との比較表示

ア 品質、性能、取引条件等について他社製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づく数値を用い、その根拠を明示する。

イ 自社既往製品との比較表示をする場合は、自社製品であること及び比較の対象となる品名を明示する。

(3) 賞、推奨等を受けた旨の表示

賞、推奨等を受けた旨を表示する場合には、これらを受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称を表示するものとし、更に賞については、授賞した展示会等の名称を表示するものとする。

(4) 先径

釣竿の先径を表示する場合には、計測位置を竿先の外径とし、その単位をmmで表示する。

(5) 元径

釣竿の元径を表示する場合には、その単位をmmで表示するほか、計測位置を併せて表示する。

(不当表示の禁止)

第7条

事業者は、釣竿に関して次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 第3条から第6条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、一般消費者に実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると誤認されるおそれがある表示
- (2) 釣竿の使用材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示
- (3) 原産国について誤認されるおそれがある表示
- (4) 客観的な根拠によらないで特選、極上、最高級等の文言を使用することにより、当該釣竿が特に優良であると誤認されるおそれがある表示
- (5) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示

(不当表示の類型)

第17条

規約第7条各号の規定による不当表示の類型を例示すれば、次のとおりである。

- (1) グラスロッドについて「カーボンロッド」等の表示
- (2) 「永久に使えます」、「永遠に使えます」、「いつまでも使えます」等の表示
- (3) 原産国について、輸入品であるにもかかわらず「日本製」等の表示又は日本製と誤認されるマーク若しくは名称の使用（例えば「日の丸」のマーク、「大和」という名称）
- (4) 客観的な根拠によらないで使用材料別名称等についての「特選」、「極上」、「最高級」、「純」等の表示
- (5) 自己の取り扱う商品が客観的な根拠によらないで

- (6) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該釣竿について受けたものであると誤認されるおそれがある表示
- (7) 製造技術その他製品の優秀性又はその事業者の信用状態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優位にあると誤認されるおそれがある表示
- (8) 前各号に掲げるもののほか、釣竿等の内容又は取引条件について誤認されるおそれがある表示

第8条

(削除)

(公正取引協議会の設置)

第9条

この規約を適正に施行するため、全国釣竿公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者の団体をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第10条

公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。
- (4) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査に関すること。
- (6) この規約に違反した者に対する措置に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

他社の商品より優位であると誤認されるおそれがある「当社だけ」、「ナンバーワン」等の表示

(違反に対する調査)

第11条

公正取引協議会は、第3条から第7条まで又は第14条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第12条

公正取引協議会は、第3条から第7条まで又は第14条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為、又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第13条

公正取引協議会は、第11条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）

- を作成し、これを当該事業者へ送付するものとする。
- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。
 - 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
 - 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第14条

公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。
- 3 公正取引協議会は、規約及び第1項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則及び運営要領を定めることができる。この細則又は運営要領を定め、変更し、又は廃止したときは、公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。

附 則

- 1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（平成28年11月24日）から2年を経過した日から施行する。
- 2 この規約の施行前に事業者が行った行為については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（平成28年11月24日）から2年を経過した日から施行する。
- 2 この規則の施行前に事業者が行った行為については、なお従前の例による。

釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則

釣竿の表示に関する公正競争規約第3条及び同施行規則第3条及び同施行規則第10条にもとづき、公正マークを制定、その使用及び基準に関する規則を次のとおり定める。

- 第1条 公正マークを使用できるものは、全国釣竿公正取引協議会（以下「協議会」という。）の会員で、会員としての責務を履行している会員に限る。
- 第2条 公正マークを貼付する釣竿は、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッドとする。
- 第3条 公正マークは、その信用の維持と消費者の誤認を防止するため、協議会において統一して作成したものを使用する。
- 第4条 公正マークを使用する会員は、公正マーク使用申請書（別途様式）を協議会に提出するものとする。
- 第5条 協議会は申請された公正マーク使用申請書に基づき下記の項目により審査する。
（1）釣竿の表示に関する公正競争規約第2条、第3条、第5条、第6条及び第7条に示す条件の適否
（2）釣竿の表示に公正競争規約施行規則に示す条件の適否
（参考）第2条（定義）第3条（必要表示事項）第5条（特定用語の表示基準）第6条（特定事項の表示基準）第7条（不当表示の禁止）
- 第6条 協議会は、申請書を審査の上、適合したものについて認定書を交付する。
- 第7条 公正マークの仕様等は下記のとおりとする。
（1）公正マークの表示は、次の図柄をもって行う。



- （2）公正マークの大きさは、図柄の直径を8.5mm以上とする。
（3）公正マークの表示は、次のいずれかの方法で行っても差し支えない。
①公正マークを商品本体に印刷する方法
②公正マークを印刷したシールを商品本体に貼付する方法

2 公正マークは、商標法による登録を行うものとする。

- 第8条 公正マークの交付を受けようとするものは、別途理事会で決定した金額を納付するものとする。

附 則

1. この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出た日から施行する。
2. この規則の施行前において事業者が出荷した釣竿の表示についてはなお従前の例による。

全国釣竿公正取引協議会会則

釣竿の表示に関する公正競争規約第14条第1項の規定に基づき、全国釣竿公正取引協議会の組織及び運営に関する規則を次の通り定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国釣竿公正取引協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の地域は、全国一円とし、事務所を東京都に置く。

(目的)

第3条 本会は、「釣竿の表示に関する公正競争規約」(以下、「規約」という。)に規定された必要な事項を円滑かつ確実に実施するための調査、指導及び監督を行い、もって釣竿業界の健全な発展を図ることを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) 規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) 規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。
- (4) 規約の遵守状況の調査に関すること。
- (5) 規約の規定に違反する疑いがある事実を調査すること。
- (6) 規約の違反に者に対する措置に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員となる資格を有するものは、規約第2条第2項に規定する事業者及びこれらの者が構成する団体(以下「団体会員」という。)とする。

(会員)

第6条 会員は毎年所定の会費を負担しなければならない。

- 2 前項の会費の額及び徴収方法は理事会において別に定める。
- 3 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

(入会)

第7条 本会の会員となろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(脱会)

第8条 会員は、その旨を会長に届出て、脱会することが出来る。

2 会員は、前項により脱会しようとするときは、脱会の日から3ヶ月前までにその旨を書面をもって、理事会に届けなければならない。また、本会に納付すべき会費、その他の経費のうち未納のものは完納しなければならない。

3 理事会は、前項の規定により脱会の予告を受けたときは、不当に脱会を制限してはならない。

4 会員は前項のほか、次の事由により本会を脱会する。

- (1) 会員たる資格を喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 会費が6ヶ月以上滞ったとき

(除名)

第9条 会長は会員が次の各号の一に該当するときは理事会の議決により、これを除名することができる。この場合には、本会はその理事会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ理事会で弁明する機会を与えるものとする。

1. 規約第12条第1項の規定による警告に従わないとき。
 2. 正当な理由なく、会費を滞納したとき。
 3. 本会の事業を妨げる行為その他本会の目的に著しく反すると認められる行為があったとき。
- 2 会長は前項の議決があったときには、除名の理由を明らかにした書面をもってその旨をその会員に通知するものとする。

第4章 役員

(役員の数)

第10条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|------|-----------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名以内 |
| 専務理事 | 1名 |
| 理事 | 20名以内（うち会計理事1名） |
| 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において、会員のうちから選出し、会長、副会長、専務理事及び会計理事は、理事会の互選とする。

2 前項にかかわらず専務理事は会員外から選ぶことができる。

(役員の仕事)

第12条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づき会務を掌理する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。
- 6 会計理事は、本会計の事務を総括する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、就任後、第2回目の定時総会終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は他の役員残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(名誉会長)

第14条 本会に名誉会長をおくことができる。

- 2 名誉会長は、本会に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、重要な事項について会長の諮問に応じ意見を述べるができる。

(顧問)

第15条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会員又は学識経験者の中から、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務に関し、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。

第5章 会議

(総会)

第16条 総会は定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は毎事業年度終了後60日以内に会長がこれを召集する。
- 3 臨時総会は必要がある場合、理事会の決議により会長が随時これを召集する。
- 4 総会の招集は、開催日の2週間までに、会議の目的、日程及び場所を会員に通知する。

(議決事項)

第17条 総会は、会員によって構成し次の事項を議決する。総会に於ける議決権は、出席会員ごとに1票とする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告、収支決算及び財産目録に関すること。
- (3) 規約、施行規則の改訂に関すること。
- (4) 組織運営に関する規則に関すること。
- (5) 役員を選任及び解任に関すること。
- (6) 本会の解散
- (7) その他理事会において必要と認められた事項に関すること。

(総会の議決及び議長)

第18条 総会は、会員の過半数が出席していなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 会員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、委任状を提出するこ

とにより、前項の出席にかえることができる。

- 3 総会の議長は会長が行い、議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項第3号及び第6号に掲げる事項に係る議事については、出席者の3分の2以上の多数で決するものとする。

(理事会の招集)

第19条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会の招集は開催日の1週間前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を理事に通知するものとする。

(理事会の構成及び議決事項)

第20条 理事会は理事をもって構成し、次の事項を決議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に提出する議案に関すること。
- (3) 諸規定の制定及び改廃に関すること。
- (4) 会員の除名に関すること。
- (5) 本会目的達成のために必要な事項。
- (6) その他理事会が必要と認めた事項。

(理事会の議長)

第21条 理事会は、理事の過半数以上が出席しなければ開催することができない。

- 2 理事会の議長は会長とする。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議事の決するところによる。

(特別議決)

第22条 次の事項は理事の3分の2以上が出席し、その議決権の過半数の議決を必要とする。

1. 規定及び規則の変更
2. 本会の解散
3. 会員の除名

(会議の議事録)

第23条 総会及び理事会の議事録は、議長及び出席者のなかから選任された議事録署名人1名以上が署名押印の上、これを本会に保存する。

(非会員の違反行為に対する措置)

第24条 本会は、非会員に規約第3条、第5条及び第7条の規定に違反する行為があると認めるときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に申告し必要な処置を講ずるよう求めることができる。

第6章 事務局

(事務局)

第25条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、次の職員を置くことができる。

事務局長 1名

事務員 若干名

第7章 資産及び会計

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 本会設立当初に寄付された財産
2. 会費
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入

2 その他の収入

(経費の支払い方法)

第28条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業報告及び決算)

第29条 会長は、毎会計年度終了後遅滞なく、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 収支決算書

2 本会は、総会終了後1ヶ月以内に、第1項に掲げる書類とともに、その結果を消費者庁長官及び公正取引委員会に報告するものとする。

第8章 雑則

(解散の場合の残余財産)

第30条 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の議決を経て処分するものとする。

(規定に定めない事項)

第31条 この規則に定めない事項については、理事会の議決を経て決定する。

附 則

この規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行日から施行する。

名 簿

会 員
理事・監事
総務委員会
調査指導委員会

(令和2年3月31日現在)



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

会 員 名 代表者役職・氏名	郵便番号	住 所	電話番号 FAX
青森宝栄工業株式会社 取締役社長 原 正	039-3214	青森県上北郡六ヶ所村 大字平沼字田面木246	0175-75-3121 0175-75-3125
株式会社アピア 代表取締役 宇津木 善 生	550-0015	大阪府大阪市西区南堀江 1-14-26-5 B	06-6536-5002 06-6536-5003
有限会社アリゲーター技研 代表取締役社長 筒 井 彦 次	585-0239	神奈川県相模原市中央区 中央3-8-14	042-715-4130 042-852-4130
株式会社アレア Fishman事業部 代表取締役 赤 塚 健 一	060-0005	北海道札幌市中央区北五条西6-1-23 第2北海道通信ビル9階	011-219-5051 011-351-5304
株式会社ヴァルケイン 代表取締役 菊 地 栄 一	286-0031	千葉県成田市新町849-23 ウエストⅡ 103	0476-29-5555 0476-29-5520
有限会社ウイスト 代表取締役 半 藤 輝 夫	350-1213	埼玉県日高市高萩 2472-3	042-985-1926 042-978-5185
株式会社ウイング 黒鯛工房事業部 代表取締役 井 上 昭 彦	332-0034	埼玉県川口市並木 2-26-3-301	048-259-6720 048-259-6722
有限会社ウォーターランド 代表取締役 村 田 基	311-2425	茨城県潮来市あやめ 1-14-1	0299-63-1862 0299-63-3124
株式会社宇崎日新 代表取締役社長 宇 崎 隆	669-3154	兵庫県丹波市山南町梶 425-5	0795-76-0138 0795-76-1973
株式会社エバーグリーンインターナショナル 代表取締役 橋 本 俊 哉	550-0005	大阪府大阪市西区西本町 1-8-8	06-6531-0339 06-6531-3855
大橋漁具株式会社 代表取締役 大 橋 邦 生	321-0102	栃木県宇都宮市江曾島町 1031-9	028-658-0084 028-658-8421
株式会社オオモリ 代表取締役 大 森 加 壽 子	110-0015	東京都台東区東上野 1-10-3	03-3832-8111 03-3832-8113
有限会社オフィス・ユーカリ 取締役社長 石 川 優 美 子	411-0945	静岡県駿東郡長泉町本宿 362-5	055-960-7725 055-988-1128
株式会社オリムピック 代表取締役 西 野 正 人	550-0013	大阪府大阪市西区新町 1-8-6	06-6533-8988 06-6533-3180
株式会社鶴祥 代表取締役 鶴 貝 伸 佑	327-0003	栃木県佐野市大橋町3194	0283-86-9870 0283-86-9880
株式会社がまかつ 代表取締役社長 藤 井 治 幸	677-0014	兵庫県西脇市郷瀬町417	0795-22-8867 0795-22-8813
株式会社キャップス 代表取締役 濱 地 栄 二	535-0022	大阪府大阪市旭区新森 2-12-19	06-6955-2066 06-6958-2520
グロープライド株式会社 代表取締役社長 鈴 木 一 成	203-8511	東京都東久留米市前沢 3-14-16	042-475-2111 042-475-3334

会 員 名 代表者役職・氏名	郵便番号	住 所	電話番号 FAX
株式会社剛樹 代表取締役社長 弦 卷 剛	253-0071	神奈川県茅ヶ崎市萩園 2658-15	0467-38-8916 0467-38-8917
株式会社ゴーセン 代表取締役社長 田 淵 光 仁	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町3-3-10 ニッケ大阪ビル4階	06-6201-0743 06-6538-8240
株式会社34 代表取締役 中 川 克 己	819-0006	福岡県福岡市西区姪浜駅南3-1-9 第三城南姪浜ビル2階	092-894-2034 092-894-2035
櫻井釣漁具株式会社 代表取締役社長 櫻 井 孝 行	101-0044	東京都千代田区鍛冶町1-8-1 神田サクラビル	03-3252-0711 03-3258-0678
株式会社ささめ針 代表取締役 篠 倉 庸 良	669-3144	兵庫県丹波市山南町奥 573-1	0795-77-0212 0795-77-1400
株式会社ジークラック 代表取締役 青 木 邦 充	501-1177	岐阜県岐阜市中西郷 4-135-1	058-260-6227 058-216-3300
株式会社シマノ 代表取締役社長 島 野 容 三	590-8577	大阪府堺市堺区老松町 3丁-77	072-223-3210 072-223-3258
株式会社下田漁具 代表取締役 宇都宮 正 員	415-0022	静岡県下田市2丁目 5-9	0558-22-0966 0558-22-0966
株式会社ジャクソン 代表取締役社長 加 藤 慶 太	422-8036	静岡県静岡市駿河区敷地 1-20-15	054-238-0223 054-238-0131
株式会社ジャッカル 代表取締役 小 野 俊 郎	520-0232	滋賀県大津市真野 5-22-7	077-571-2412 077-571-2413
株式会社ジャンプライズ 代表取締役 井 上 友 樹	299-4301	千葉県長生郡一宮町一宮 367-4	0475-36-2542 0475-36-2543
株式会社上州屋 代表取締役 鈴 木 健 一	340-0011	埼玉県草加市栄町 1-5-6	048-935-1581 048-935-2136
株式会社スズミエンタープライズ 代表取締役 鈴 木 健 一	340-0011	埼玉県草加市栄町 1-5-6	048-935-1581 048-935-2136
株式会社スミス 代表取締役社長 鈴 木 仁 一	154-0011	東京都世田谷区上馬 4-23-1	03-3412-0075 03-5433-3986
征興産業株式会社 代表取締役 征 矢 裕	277-0011	千葉県柏市東上町3-22	04-7164-6585 04-7164-6587
株式会社ゼナック 代表取締役社長 笹 倉 圭 介	669-3166	兵庫県丹波市山南町小野 尻335-1	0795-76-2001 0795-76-1604
株式会社ゼニス 代表取締役 田 中 洋 平	750-1136	山口県下関市小月小島 2-4-30	0832-82-8547 0832-82-9165
株式会社タカミヤ 代表取締役会長 高 宮 俊 諦	805-8539	福岡県北九州市八幡東区 前田企業団地1-1	093-661-3171 093-671-9811

会 員 名 代表者役職・氏名	郵便番号	住 所	電話番号 FAX
谷山商事株式会社 代表取締役 谷 山 令 一	663-8233	兵庫県西宮市津門川町 5-28	0798-36-2233 0798-36-5522
中央漁具株式会社 代表取締役 橋 本 俊 哉	550-0005	大阪府大阪市西区西本町 1-8-8	06-6531-0917 06-6531-0938
株式会社ツネミ 代表取締役 常 見 英 彦	135-0023	東京都江東区平野 2-2-36	03-5245-5550 03-5245-5564
株式会社釣王 代表取締役社長 谷 山 洋	813-0034	福岡県福岡市東区多の津 5-21-10	092-624-7026 092-624-7028
株式会社ティムコ 代表取締役社長 酒 井 誠 一	130-8555	東京都墨田区菊川 3-1-11	03-5600-0120 03-5600-0301
テーパーアンドシェイプ有限会社 代表取締役 島 津 靖 雄	254-0032	神奈川県平塚市八千代町 16-16	0463-22-7225 0463-22-7235
株式会社デプス 代表取締役 奥 村 和 正	615-0065	京都府京都市右京区西院 日照町106	075-323-6556 075-323-6557
株式会社天龍 代表取締役社長 塩 澤 直 人	399-2562	長野県飯田市長野原 700-42	0265-26-7550 0265-26-7570
株式会社パームス 代表取締役 松 下 久 洋	254-0911	神奈川県平塚市山下 818-1	0463-26-5151 0463-26-5155
株式会社林釣漁具製作所 代表取締役社長 久 場 幸 信	780-8011	高知県高知市梅ノ辻 5-1	088-832-0052 088-831-8127
ピュア・フィッシング・ジャパン株式会社 代表取締役 林 健 児	135-0042	東京都江東区木場2-15-12 MAビル	03-6860-5180 03-6860-5181
株式会社フィッシャーマン 代表取締役 北 住 幸 康	658-0053	兵庫県神戸市東灘区住吉 宮町7-6-24	078-856-3400 078-856-3339
フィッシュ・アンド・ハート株式会社 代表取締役社長 藤 原 忠 雄	520-0616	滋賀県大津市南船路119	077-592-8121 077-592-0107
株式会社ブライトリバー 代表取締役 松 本 一 良	566-0044	大阪府摂津市西一津屋 2-12	06-6829-0252 06-6829-0252
有限会社FROG 代表取締役 荒 井 謙 太	279-0004	千葉県浦安市猫実5-18-17 村山ビル5-1F	047-381-0052 047-381-0135
マルキュー株式会社 代表取締役社長 岡 田 信 義	363-8509	埼玉県桶川市赤堀2-4	048-728-0909 048-728-3909
株式会社ミヤマエ 代表取締役社長 宮 前 昭 宏	577-0023	大阪府東大阪市荒本 1-2-32	06-6782-1010 06-6782-1248
株式会社ムカイフィッシング 代表取締役 向 雄 二	272-0034	千葉県市川市市川 2-28-12	047-325-1008 047-701-5336

会 員 名 代表者役職・氏名	郵便番号	住 所	電話番号 FAX
メガバス株式会社 代表取締役社長 伊 東 由 樹	431-3115	静岡県浜松市東区西ヶ崎町 1590-1	053-431-0777 053-431-0778
株式会社モーリス 代表取締役 荒 井 一 郎	358-0033	埼玉県入間市狭山台 4-17-11	04-2935-0701 04-2935-0731
株式会社山鹿釣具 代表取締役 中 宮 修 一	861-0543	熊本県山鹿市小原字山口 945	0968-44-0754 0968-44-0755
YAMARIA Corporation 代表取締役 河 原 也 寸 志	239-8688	神奈川県横須賀市神明町 1-41	046-854-7733 046-838-4955
株式会社ヤリエ 代表取締役社長 鎗 柄 行 裕	669-1535	兵庫県三田市南が丘 1-34-33	079-565-0555 079-565-0556
有限会社吉野釣竿製作所 代表取締役社長 吉 野 忠 汪	334-0003	埼玉県川口市坂下町 1-14-1	0482-84-3211 0482-83-3461
株式会社ラッキークラフト 代表取締役 岩 城 伸	932-0812	富山県小矢部市金屋本江21	0766-68-3001 0766-68-3089
株式会社リチャーズ 代表取締役社長 鈴 木 隆	125-0031	東京都葛飾区西水元 6-7-8	03-3608-2100 03-3608-0580
有限会社リップル 代表取締役社長 中 宮 由 香 利	861-0543	熊本県山鹿市小原945	0968-41-3010 0968-41-5283
レジットデザイン株式会社 代表取締役 飯 高 博 文	213-0034	神奈川県川崎市高津区上作延 146-1-607	044-863-6282 044-863-6287

(社名50音順 64社)

役員名簿

(令和2年3月31日現在)

役職	氏名	所 属
会 長	藤 井 治 幸	株式会社がまかつ 代表取締役社長
副 会 長	鈴 木 隆	株式会社リチャーズ 代表取締役社長
専 務 理 事	小 松 智 昭	全国釣竿公正取引協議会
理事(会計)	橋 本 俊 哉	株式会社エバーグリーンインターナショナル 代表取締役
理 事	鈴 木 健 一	株式会社上州屋 代表取締役社長
	塩 澤 直 人	株式会社天龍 代表取締役社長
	櫻 井 孝 行	櫻井釣漁具株式会社 代表取締役社長
	谷 山 令 一	谷山商事株式会社 代表取締役社長
	宇 崎 隆	株式会社宇崎日新 代表取締役社長
	加 藤 慶 太	株式会社ジャクソン 代表取締役社長
	鈴 江 浩 康	グローブライド株式会社 取締役
監 事	玉 越 和 夫	株式会社スミス 専務取締役
	姫 野 哲 司	株式会社ティムコ フィッシング部 企画開発課長
オブザーバー	保 井 利 彦	株式会社シマノ 釣具事業部 開発設計部長

総務委員会名簿

(令和2年3月31日現在)

役職	氏名	所 属
委 員 長	藤 井 治 幸	株式会社がまかつ 代表取締役社長
委 員	鈴 木 隆	株式会社リチャーズ 代表取締役社長
	橋 本 俊 哉	株式会社エバーグリーンインターナショナル 代表取締役
	塩 澤 直 人	株式会社天龍 代表取締役社長

調査指導委員会名簿

(令和2年3月31日現在)

役職	氏名	会 社 名
委 員 長	姫 野 哲 司	株式会社ティムコ フィッシング部 企画開発課長
委 員	武 藤 勢 弥	株式会社エバーグリーンインターナショナル 営業部 次長
	成 尾 拓 史	株式会社ジャッカル
	三 井 勇 貴	株式会社天龍 釣具事業部 開発リーダー
	伊 藤 達 也	株式会社上州屋 総務部 課長
	吉 田 宗 史	株式会社がまかつ 製造部 釣竿製造課
	大 田 勲	グローブライド株式会社 フィッシング生産本部 ロッド製造部 ロッド設計管理課長
	南 俊 行	株式会社シマノ 釣具事業部 開発設計部 ロッド開発課 班長